

## 1 (5) 農業や人の営みを支える治水・利水技術

2 人々は、河川水を農業や生活に利用するため、様々な治水・利水技術を生み出して  
3 きました。本県にも治水・利水の技術に優れた遺跡が多数残されています。

4 「疏水百選（農林水産省）」や「日本遺産（文化庁）」にも選定されている裂田溝（那  
5 珂川市）は、720年に成立した「日本書紀」の中にも記されている人工用水路で、日  
6 本最古の用水路として知られています。

7 また、朝倉市にある山田堰・堀川用水・水車群は、2014（平成26）年、歴史的・技  
8 術的・社会的価値のあるかんがい施設として、「世界かんがい施設遺産（国際かんがい  
9 排水委員会）」に登録されました。山田堰は、全国で唯一残る「傾斜堰床式石張堰」で、  
10 筑後川の水压と激流に耐える精巧かつ堅牢な構造となっています。堰からは3つの水  
11 路（南舟通し、中舟通し、土砂吐き）が設けられ、当時盛んであった舟運を妨げない  
12 よう、川が運んでくる土砂の堆積を防ぐとともに、ナマズやアユなどの魚が容易に移  
13 動できるように生態系にも配慮されています。さらに、この江戸時代の人々の知恵や  
14 技術は、時代と場所を超えて、アフガニスタン復興支援の灌漑用水モデルとして応用  
15 され、当地の人々への安定した食糧供給を実現しています。

16



### 裂田溝（さくたのうなで）（那珂川市）

日本書紀の中にも記されている、全長約5.5kmの農業用水路で、現在でも活躍しています。水路脇には裂田溝公園が作られており、市民の憩いの場にもなっています。

出典：福岡県だより（平成30年5月号）



### 山田堰（朝倉市）

大小の石を水流に対して斜めに敷き詰めて筑後川の勢いを抑えつつ用水路に水を引く構造で、1663年に原型が造られ、1790年に現在の形となりました。幾度も大洪水に見舞われましたが、現在も当時の形をとどめています。



### 柳川の掘割（柳川市）

水郷で有名な柳川市内には、掘割が縦横にめぐっています。もともと湿地帯であったため、その湿地帯に掘割を掘ることによって土地の水はけを良くし、水を確保しました。掘割の水は農業用水や生活用水として利用され、人々の生産活動や暮らしを支えてきました。

写真：福岡県観光連盟提供

1      **(6) 祭り・伝統芸能**

2      日本は、生きとし生けるものが一体となった自然観を有しており、自然を尊重し、  
3      自然と共生することを通じ、豊かな感性や美意識を培い、多様な文化を形成してきま  
4      した。これらは、現在では、地域固有の祭りや伝統芸能として県内各地で伝承されて  
5      います。

6      放生会（ほうじょうや）とは、仏教の殺生戒に基づき、捕獲した魚や鳥などを池川  
7      山林に放って殺生を戒める儀式のことです。筥崎宮の放生会は、千年以上前から続い  
8      ている本県を代表する伝統行事で、万物の生命を慈しむとともに、秋の実りに感謝す  
9      る祭りでもあります。

10     志賀島にある志賀海神社で催される「山ほめ祭」は、山を育むことで豊かな海の恵  
11     みが生まれるという考えのもとに、志賀海神社の背後にある志賀三山（勝山、衣笠山、  
12     御笠山）の山々を「あーら良い山、茂った山」と褒めたたえ、山と大地と海の恵みに  
13     感謝を捧げる祭りです。

14     全国に1か所しかない鮭神社で催される「献鮭祭（けんけいさい）」は、その年に遠  
15     賀川でとれたサケを神の使いとして境内の鮭塚に奉納し、五穀豊穰や無病息災を祈る  
16     祭りです。現在は、毎年遠賀川でサケの稚魚の放流が行われており、冬には遡上する  
17     サケの姿が確認されています。

18     松尾山三神社で催される「松尾山のお田植祭」は、室町時代から800年続く伝統的  
19     な祭りです。お田植祭とは、農作業の工程を模擬的に演じて五穀豊穰などを祈る神事  
20     で、「松尾山のお田植祭」では水溜め、畦塗り、田打ち、代かき、種子蒔き、田草取り  
21     に色衆楽（いろしのがく）を含めた7つが継承されています。

22     このような祭りや伝統芸能を通じて、人々は生物多様性から生み出される豊かな自  
23     然の恵みに感謝するとともに、将来にわたり享受できることを願い、祭事や神事を神  
24     仏に奉納してきました。しかし、近年は自然との関わりが薄れたことによる自然観の  
25     変化や、過疎化・継承者不足などにより失われつつある祭りや伝統芸能も数多くあり、  
26     各地で懸命な保存・継承活動が行われています。

27

28

29



**放生会 (福岡市)**  
出典：筥崎宮 HP  
<https://www.hakozakigu.or.jp/omatsuri/houjousai/>



**献鮭祭 (嘉麻市)**  
出典：嘉麻市観光ポータル  
<http://www.e-kama.net/event/kenkeisai/>



**山ほめ祭 (福岡市)**  
出典：福岡市の文化財  
[https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural\\_properties/detail/item\\_id:101211](https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural_properties/detail/item_id:101211)



**松尾山のお田植祭 (上毛町)**  
出典：上毛町 HP  
<https://www.town.koige.lg.jp/soshiki/kyoiku/6/3155.html>

## 1 (7) 信仰

2 本県は、多くの生物が生息・生育する自然豊かな地域であるとともに、台風と梅雨  
3 前線の影響を強く受ける災害の多い地域でもあります。

4 このような豊かで荒々しい自然に対して、古来より人々は畏敬の念を抱き、信仰の  
5 対象としてきました。信仰の対象とされた自然は、意識的に保護され、現在でも自然  
6 の宝庫として貴重な存在です。

7



### 山岳信仰（英彦山、福智山、宝満山など）

筑豊地方周辺の英彦山地、福智山地、三郡山地を代表する英彦山（左の写真）、福智山、宝満山などは、平安時代から修験道と呼ばれる神仏習合の山岳信仰の霊域として、自然が保護されてきました。

例えば、1642（寛永19）年の英彦山法度には、聖域での米・麦などの五穀栽培が禁じられ、幕末まで厳守されてきました。また、樹木を勝手に伐採することも禁制となっていました。

写真：一般社団法人 田川広域観光協会提供



### 沖ノ島（宗像市）

沖ノ島は、玄界灘に浮かぶ孤島で、島の内部は太古の自然が残る原生林と巨岩群からなる周囲4km足らずの無人島です。古来より全島が神域で、「一木一草一石たりとも持ち出してはならない」というおきてに守られ、今も手付かずの自然が残されています。また、暖流である対馬海流の影響を受けているため、ピロウなどいくつかの亜熱帯性植物の自生北限地になっています。

写真：福岡県観光連盟提供



### 鎮守の森

鎮守の森とは、神社等に付随して参道や拜所を囲むように設定・維持されている森林のことです。古来より人々は、信仰の対象となる森に社を設け、保護してきました。このような森林は、寺院にもみられ、合わせて社寺林と呼ばれています。社寺林は、周辺の森林が減少するなかで、古くからの植生が残された場所として重要です。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21

中表紙

**第3章 福岡県の生物多様性の現状と課題 ..... 55**

**1. 項目別の現状と課題 .....56**

(1) 絶滅危惧種 ..... 56

(2) 保護区と生態系ネットワーク ..... 62

(3) 野生鳥獣 ..... 66

(4) 外来種 ..... 68

(5) 地球環境の変化 ..... 70

(6) 人間活動の影響 ..... 73

**2. 生態系別の現状と課題 .....75**

(1) 森林生態系 ..... 75

(2) 農地生態系 ..... 79

(3) 都市生態系 ..... 82

(4) 陸水生態系 ..... 84

(5) 沿岸・海洋生態系 ..... 86

**3. 生物多様性を支える活動に関する現状と課題 .....90**

(1) 多様な主体による活動 ..... 90

(2) 情報整備と科学的知見の蓄積 ..... 94

# 1. 項目別の現状と課題

## (1) 絶滅危惧種

### ① 生物種

#### ■ 現状

「福岡県レッドデータブック 2011」及び「福岡県レッドデータブック 2014」において絶滅危惧種等として掲載されている種の数下表のとおりです。

「福岡県レッドデータブック」では、各絶滅危惧種の危機要因を記載しています。これまでに増加したリスクとして、維管束植物ではシカによる食害、哺乳類ではアライグマ（外来種）の生息域拡大による在来哺乳類との競合、鳥類では生息地の改変や野鳥観察者の増加・接近、爬虫類、両生類では水辺環境の変化、昆虫類では人為的・自然的影響による生息環境の悪化などを挙げています。

生息・生育環境別確認種数は右表のとおりです。山地森林で多くの種が選定されているほか、県土面積に占める面積割合としては少ない草原や湿地・池、河口・干潟、海岸においても多くの種が選定されています。

なお、「福岡県レッドデータブック」は現在改訂中であり、2024（令和6）年度中の発刊を予定しています。

#### ■ 課題

- レッドデータブック掲載種の周知と公共事業における配慮
- レッドデータブック掲載種の分布状況の把握とモニタリング
- 順応的管理に基づく生息域内保全の推進及び生息域外保全体制の確立

福岡県レッドデータブック掲載種のカテゴリー別種数

カテゴリー 分類群	県内確認種数 (①)	福岡県レッドデータブック カテゴリー*3				合計	絶滅・絶滅危惧種 の割合(%) (②+③) / ①
		絶滅 (②)	絶滅危惧 (③)	準絶滅 危惧	情報不足		
維管束植物	約2,000種*2	39	507	39	21	606	27.3
その他植物*1	－	1	16	12	10	39	－
哺乳類	44種	4	8	10	2	24	27.3
鳥類	364種	2	46	38	4	90	13.2
爬虫類	16種	0	3	3	1	7	18.8
両生類	16種	0	7	4	0	11	43.8
魚類	－	2	35	28	17	82	－
昆虫類	－	6	229	126	56	417	－
貝類	－	2	141	90	45	278	－
甲殻類その他	737種	0	17	18	10	45	2.3
クモ形類等	－	0	1	5	6	12	－
合計	－	56	1,010	373	172	1,611	－

：福岡県レッドデータブック 2011

：福岡県レッドデータブック 2014

出典：福岡県レッドデータブック 2011,2014（福岡県）をもとに作成  
[https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdfs/search\\_category](https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdfs/search_category)

- 1 \*1「その他植物」とは、蘚苔（せんたい）類、藻類、地衣類、菌類のことを指す。
- 1 \*2『福岡県レッドデータブック 2001』では約 2,300 種とされているが、ここではそこから外来種を除いた種数を示している。
- 2 \*3 各カテゴリーの定義は以下のとおり
- ・絶滅 :最後の個体が死亡・消失したことに疑いがない種
  - ・絶滅危惧 :個体数の減少、生息状況の悪化、再生能力を上回る捕獲・採取、交雑可能な別種の侵入などが確認されている種
  - ・準絶滅危惧:生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断される種
  - ・情報不足 :カテゴリーを判断するための情報が不足している種

7 **福岡県レッドデータブック掲載種の生息・生育環境別確認種数**

カテゴリー 環境類型	福岡県レッドデータブック カテゴリー				合計	割合 (%)
	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足		
山地森林	11	293	78	39	421	26.1
低地森林	6	126	49	21	202	12.5
草原	8	111	23	7	149	9.2
湿原・池	16	158	32	17	223	13.8
水田・水路	6	49	23	2	80	5.0
河川	4	54	34	14	106	6.6
河口・干潟	1	88	49	11	149	9.2
海岸	3	50	18	12	83	5.2
海域	1	66	62	47	176	10.9
その他	0	15	5	2	22	1.4
合計	56	1,010	373	172	1,611	100.0

8 出典：福岡県レッドデータブック 2011,2014（福岡県）をもとに作成  
 9 [https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyō/rdb/rdbsearch\\_category](https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyō/rdb/rdbsearch_category)



**アケボノスマレ**

北九州市門司区の山地に数十株現存しますが、園芸用採取で個体数が減少した上に、常緑樹の成長繁茂により暗くなり、未開花の花が多い状況です。



**コノハズク**

英彦山周辺に繁殖地がありましたが、台風による倒木の影響などにより 2003（平成 15）年以降は観察例がほとんどありません。



**ゲンバイトンボ**

うきは市のごく一部のみで生息しています。分布がごく狭い範囲に限定されており、生息環境が悪化すると絶滅のおそれがあります。

1 ② 植物群落

2 ■ 現状

3 「福岡県レッドデータブック 2011」に掲載されている植物群落の数は下表のとおり  
4 です。

5 「福岡県レッドデータブック 2011」における植物群落の危機要因は、多い順に自然  
6 災害（25 群落）、遷移進行（20 群落）、海岸開発（17 群落）、河川開発（15 群落）と  
7 なっています。「福岡県レッドデータブック 2001」では取り上げられていなかった危  
8 機要因としてシカの増加があり、これに該当する群落には、ブナ群落やシオジ群落な  
9 ど9 群落があります。

10 植物群落の立地環境別群落数は下表のとおりです。県土面積に占める面積割合とし  
11 ては少ない海岸、湿原・池、河口・干潟にみられる群落は、記載されている群落の約  
12 4 割を占め、特にこのような場所に成立する植物群落が危機的な状況にあることが分  
13 かります。

14  
15 ■ 課題

- 16 ➤ レッドデータブック掲載群落の周知と公共事業における配慮  
17 ➤ レッドデータブック掲載群落の分布情報の把握とモニタリング

18  
19 福岡県レッドデータブック掲載植物群落のカテゴリー別群落数

	福岡県レッドデータブック カテゴリー*				合計
	I	II	III	IV	
植物群落	13	28	32	16	89

20  
21 出典：福岡県の希少野生生物（福岡県）をもとに作成  
[https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdb/search\\_category](https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdb/search_category)

- 22 \* 各カテゴリーの定義は以下のとおり  
23 ・カテゴリーⅠ：緊急に対策必要（緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する）  
24 ・カテゴリーⅡ：対策必要（対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する）  
25 ・カテゴリーⅢ：破壊の危惧（現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きい）  
26 ・カテゴリーⅣ：要注意（当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要）  
27

28 福岡県レッドデータブック掲載植物群落の立地環境別群落数

環境類型	福岡県レッドデータブック カテゴリー				合計	割合（%）
	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	その他*1		
山地森林	2	4	15	5	26	29.2
低地森林	1	3	8	3	15	16.9
草原	-	1	2	-	3	3.4
湿原・池	6	6	1	-	13	14.6
水田・水路	-	-	-	-	0	0.0
河川	-	3	1	1	5	5.6
河口・干潟	3	6	2	-	11	12.4
海岸	1	5	2	7	15	16.9
海域	-	-	1	-	1	1.1
合計	13	28	32	16	89	100.0

29 出典：福岡県の希少野生生物（福岡県）をもとに作成  
30 [https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdb/search\\_category](https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdb/search_category)  
31

\*1 「その他」とは、「要注意（当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要）」のことを指す。

1

2

3



**アカマツ群落**

かつては薪炭林として日常生活に利用されていましたが、薪炭の利用減少と常緑広葉樹の成長の影響を受け、ほとんど姿を消しています。



**ハマサジ群落**

河口付近の砂泥地にみられることが多いですが、河川改修や埋め立てなどの影響を受け、消失が危惧されています。



**オオミズゴケ群落**

豊前市や築上町などにみられますが、園芸用の採取や踏みつけ、湿地の富栄養化などにより群生地が縮小しています。

4

5 **③ 希少な野生動植物を保護するための施策**

6 **■ 現状**

7 国では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」  
 8 に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響に  
 9 より存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（又は亜種・変種）を「国内  
 10 希少野生動植物種」に指定しており、2021（令和3）年1月4日時点で395種が指定  
 11 されています。

12 「国内希少野生動植物種」に指定されると、個体の捕獲や譲渡し等が原則禁止とな  
 13 ります。しかし、繁殖力や個体数などの特定要件を満たす場合、事前に届出を行った  
 14 事業者による商業的取引が認められる「特定第一種国内希少野生動植物種」や、販売  
 15 又は頒布（はんぷ）をする目的での捕獲、譲渡し等のみが規制される「特定第二種国  
 16 内希少野生動植物種」に指定される種もあります。

17 本県では、希少野生動植物種の保護により、生物多様性を確保し、人と野生動植物  
 18 とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的に、「福岡県希少野生動植物  
 19 種の保護に関する条例」を公布しました（2021（令和3）年5月施行）。また、同条例  
 20 第8条に基づき「福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針」を策定し、特に  
 21 保護が必要な20種については、同条例第9条に基づく「指定希少野生動植物種」に指  
 22 定し、生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的に行い、必要に応じて保護回復事  
 23 業を実施することとしています。

24 なお、指定希少野生動植物種の捕獲、所持、陳列・広告等には規制があり、罰則が  
 25 適用される場合があります。

26

27 **■ 課題**

- 28 ➤ 指定希少野生動植物種（20種）や規制内容についての周知
- 29 ➤ 希少野生動植物種の生息・生育状況を踏まえた保護の推進

30

31

32

福岡県内で分布が確認されている国内希少野生動植物種（17種）

1

分類群	種名	分類群	種名
植物	ウスギワニグチソウ	鳥類	ヘラシギ
	ハツシマラン		カラフトアオアシシギ
	オニコナスビ		クロツラヘラサギ
	ハナカズラ		チュウヒ
汽水・淡水魚類	ハカタスジシマドジョウ		クマタカ
	セボシタビラ		ハヤブサ
	カワバタモロコ*		ヤイロチョウ
	アリアケヒメシラウオ	タガメ*	
		昆虫類	ベッコウトンボ

2

3

4

5

6

7

8

9

\* カワバタモロコとタガメは「特定第二種国内希少野生動植物種」（その他の動植物種は「特定第一種国内希少野生動植物種」）。



ミスミノウ  
(キンポウゲ科)

キビヒトリシズカ  
(センリョウ科)

ヤシャビシャク  
(ユキノシタ科)

ミズスギナ  
(ミソハギ科)

サワトラノオ  
(サクランソウ科)



サギソウ  
(ラン科)

トキソウ  
(ラン科)

オキナグサ  
(キンポウゲ科)

ムラサキ  
(ムラサキ科)

ウスギワニグチソウ\*  
(ユリ科)



ヨシゴイ  
(サギ科)

コアジサシ  
(カモメ科)

セボシタビラ\*  
(コイ科)

ハカタスジシマドジョウ\*  
(ドジョウ科)

コバンムシ  
(コバンムシ科)



カワラハンミョウ  
(オサムシ科)

ミヤザキムシオイ  
(ヤマタニシ科)

ヤマボタル  
(ヤマボタル科)

オバエボシガイ  
(イシガイ科)

カタハガイ  
(イシガイ科)

福岡県の指定希少野生動植物種（20種）

\*ウスギワニグチソウ、セボシタビラ、ハカタスジシマドジョウは「国内希少野生動植物種」にも指定されている。



## コラム6 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例

県内に生息・生育する野生動植物は、生態系の重要な構成要素であり、県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。このため、県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種（以下「希少種」という。）の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承していくことが必要です。

本県では、これまで福岡県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度などの既存制度の活用により、県内に生息・生育する希少種の保護に努めてきました。しかし、希少種に対する採取、捕獲等の規制が十分ではないこと、環境影響評価制度では小規模な工事は制度の対象とならないことなど、既存の取組だけでは希少種保護の徹底が難しいという課題がありました。このため、希少種の取扱いや生息地等の保護に関する規制を規定した「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を2021（令和3）年5月に施行しました。

現在、県レッドデータブックには絶滅危惧種として約1,000種が選定されています。その中でも特に保護が必要な20種（p.60参照）を、条例に基づき「指定希少野生動植物種」に指定しています。さらにキビヒトリシズカ、ムラサキ、コバンムシの3種については、生息・生育地の遷移進行や管理放棄などにより、生息・生育地と個体数が著しく減少しているため、2021（令和3年）9月から、保護回復事業を実施しています。保護回復事業では、生息・生育状況のモニタリングを行うとともに、草刈り等の植生管理や防獣柵を設置するなど、生息・生育環境の維持及び改善のための措置を実施しています。また、生息・生育状況を十分に考慮した上で種子や個体を採集し、生息域外保全にも取り組んでいます。

なお、条例により、指定希少野生動植物種の捕獲、採取、所持・譲渡や販売目的での陳列やインターネット掲載等を禁止しており、違反した場合には、罰則が適用される場合があります。

### 指定種への規制や罰則



※自分が捕まえたか、人からもらった等に関わらず、現に所持しているだけで違反

## 1 (2) 保護区と生態系ネットワーク

### 2 ① 保護区

#### 3 ■ 現状

4 県内の陸域・沿岸の一部は、自然公園、福岡県自然環境保全地域、福岡県自然海浜  
5 保全地区、天然記念物等に指定され、自然環境が保全されています。

6 2021（令和3）年3月末時点で県内の自然公園は国立・国定・県立合わせて9か所  
7 あり、合計面積は88,101haです。これは、県土面積の約18%に当たります。

8 福岡県自然環境保全地域は4か所あり、合計面積は134.1haです。いずれも暖温帯  
9 に位置する照葉樹林または海岸低木林で構成されています。福岡県自然海浜保全地区  
10 は3か所あり、海岸延長距離の合計は4.2kmです。これらの海岸には海岸林や干潟が  
11 みられ、その重要性から指定されています。

12 また、生物多様性条約COP15で決定されるポスト2020生物多様性枠組案の主要な  
13 目標として、「30by30」が検討されています。これは2030年までに陸域30%と海域  
14 30%の保全・保護を目指す目標のことで、その達成手段として、現在国においては、  
15 従来の保護区域（国立公園等）の拡充・管理と併せて、社寺林や企業緑地、里地里山  
16 など生物多様性の保全に貢献する場所を認定する「OECM」の仕組みが検討されてい  
17 ます。

18

#### 19 ■ 課題

20 ▶ 自然公園等における生物多様性の適切な確保

21

22

23

福岡県の自然公園、自然環境保全地域及び自然海浜保全地区

分類	名称	面積・ 海岸延長距離	主要な地域
国立公園	瀬戸内海国立公園	46 ha	瀬戸内海
国定公園	北九州国定公園	8,107 ha	平尾台、皿倉山、福智山
	玄海国定公園	5,870 ha	玄界灘沿岸、立花山
	耶馬日田英彦山国定公園	8,269 ha	英彦山、犬ヶ岳、求菩提山
県立自然公園	筑豊県立自然公園	8,550 ha	蓑島、長井浜、香春岳
	太宰府県立自然公園	16,568 ha	大宰府史跡、宝満山
	脊振雷山県立自然公園	8,171 ha	脊振山、雷山
	筑後川県立自然公園	14,690 ha	高良山、古処山、筑後川
矢部川県立自然公園	17,830 ha	釈迦岳、靈巖寺、矢部川	
福岡県自然環境 保全地域	猪野	15.2 ha	久山町大字猪野
	大島	10.7 ha	宗像市大島
	鳥屋山	15.7 ha	朝倉市大字佐田
	沖ノ島	92.5 ha	宗像市大島
福岡県自然海浜 保全地区	喜多久	1.2 km	北九州市門司区大字喜多久
	三毛門	2.0 km	豊前市大字沓川及び三毛門
	松江浦	1.0 km	豊前市大字松江

24 出典：令和3年度版 福岡県環境白書（福岡県）

25 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/kankyohakusho-r3.html>

1 ② 景観

2 ■ 現状

3 多様な動植物の営みによって成り立つ自然景観は、人々にやすらぎや潤いを与えて  
4 くれます。しかし、近年は、開発による自然環境の改変や耕作放棄地、荒廃林、竹林、  
5 空き家などの増加により、かつての美しい自然景観は失われつつあります。

6 本県では、自然公園法に基づき、国立公園のうち特に嚴重に景観の維持を図る必要  
7 のある地区を「特別保護地区」、特別保護地区に準じ、風致を維持する必要が最も高い  
8 地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域を「第1種特別地域」に  
9 指定するなどして、優れた風景地を保護しています。同様に、福岡県立自然公園条例  
10 に基づき、県立自然公園の一部においても特別地域を指定し、優れた景観を保護して  
11 います。

12 また、2004（平成16）年に公布された景観法に基づき、地域の個性を活かした景観  
13 整備を進めています。その取組の一つとして、市町村の境界を越え、景観特性が類似  
14 した地域で、各地の自然や歴史などと結びついた景観資源の保全・活用を推進するた  
15 め、「矢部川流域景観計画」、「筑後川流域景観計画」、「京築広域景観計画」を策定して  
16 います。

17

18 ■ 課題

- 19 ➤ 自然公園における美しい景観・風景の維持
- 20 ➤ 県民の景観保全意識の向上

21

22

23



**コラム7 その他の効果的な地域をベースとする手段（OECM）**

OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、自然公園等の保護区以外に、生物多様性保全に貢献している地域を活用する手法のことで、民間の力を結集して生物多様性保全の取組をさらに加速させようという施策です。OECMの中には、企業が保全活動を実施している森林やビオトープなど、生物多様性保全が主目的の地域と、里地里山や社寺林、都市公園など生物多様性保全が主目的ではないものの、その保全に大きく貢献している地域があります。

ポスト2020生物多様性枠組案では、2030年までに陸域と海域の30%を保全・保護すること（30by30）が大きな目標の一つとして掲げられたことから、日本を含む世界各地でOECMの役割への期待が高まっています。しかしながら、日本国内の保護区は陸域が約20.5%、海域が約13.3%にとどまっています。このため、環境省では、民間等の取組によって生物多様性が保護・保全されている地域を認定する仕組みを検討しており、これにより、保護区を核とした生態系のネットワーク化を強化し、陸域・海域の30%を保全することを目指しています。

本県においても、事業者やNPO等による保全の取組について情報収集及び情報発信を行い、民間等による取組の促進を図っていきます。

### 1 ③ 生態系ネットワーク

#### 2 ■ 現状

3 野生生物の多くは、一つのタイプの環境、つまり一つの生態系で一生を終えるので  
4 なく、採食、休息、繁殖などの行動や季節に応じて、複数の異なる生態系を利用して  
5 います。また、一つの生態系に対して広大な面積を必要とする生物もいます。陸域と  
6 水域、森林と草原など、異なる生態系や環境が接する場所にはエコトーン（移行帯）  
7 が形成され、このような環境も多く生物にとって重要な生息・生育地です。このよ  
8 うな生態系や環境がネットワークとしてつながっていることを生態系ネットワークと  
9 いいます。

10 しかし、近年、開発や護岸工事などに伴う生態系の分断やエコトーンの消失は、生  
11 物の生息・生育環境の縮小や移動経路の分断を引き起こしています。

12 森林では、これまでの様々な開発等により森林面積の縮小や生態系ネットワークの  
13 分断が生じています。特に地上徘徊性の小動物や、種子の散布能力の小さい植物の個  
14 体群の分断、森林の小面積化や林縁割合の増加に伴う森林性生物の生息・生育環境の  
15 悪化などの影響が懸念されています。

16 河川では、ダムや堰の建設及び護岸形状の単純化などにより生物の移動経路や個体  
17 群の分断、エコトーンの消失がみられます。県では、河川や堰の改修などを行う際  
18 には必要に応じて魚道を設置し、水生生物が河川を遡上できるようにすることで河川  
19 の連続性の確保に努めています。

20 2018（平成30）年8月、遠賀川流域では、遠賀川河川事務所（国土交通省）、環境  
21 省、福岡県、流域の7市13町1村（21市町村）で構成する「遠賀川流域生態系ネッ  
22 トワーク形成推進協議会」が設置されました。協議会では、「遠賀川流域における生  
23 態系ネットワーク形成のためのアクションプラン」を策定し、河川の縦断的連続性の  
24 保全・再生、外来種の駆除、森林や農地の保全・再生、多様な主体の連携促進などの  
25 取組を行動計画として定め、関係機関が一体となって遠賀川流域における生態系ネッ  
26 トワークの形成に取り組んでいます。

27

#### 28 ■ 課題

- 29 ➤ 生態系ネットワークに配慮（エコトーンを残す、魚道を設置する など）した公共  
30 事業等の推進
- 31 ➤ 生態系ネットワークの形成に向けた多様な主体間の連携と協働の促進

32



## コラム8 生態系ネットワーク

野生動物は、採餌場や繁殖地、成育場、休息場など、成長段階や季節に応じて、適切な環境を選び移動して生活しています。例えば、ヤマアカガエルは水田などの止水域に産卵しオタマジャクシになりますが、上陸した後は周辺の森林で生活します。ヘラシギという小型の水鳥は、ロシア北東部で繁殖し、秋になると日本を經由してはるか東南アジアまで移動して越冬します。また、一見動かないように思われる植物も、花粉を飛ばしたり種子を分散させるなどの移動を行うことで、次の世代に命をつないでいます。以下のイラストのように、多様な生物を育むためにはそれぞれの生物の生息・生育に不可欠な環境を核（コアエリア）として保全するのはもちろんのこと、それらの環境をつなぐ移動経路（コリドー）の確保も必要不可欠です。また、コアエリアとコリドーに対する外部からの影響を軽減するための緩衝帯（バッファゾーン）の配置も大切であり、これらの環境をまとめて生態系ネットワークと言います。

しかし、土地利用の変化や開発などによって、生態系の孤立やネットワークの分断が各地で生じています。開発と自然環境保全の調和を図りながら、緑地や水辺などの適切な配置によって生態系ネットワークを形成することが重要です。具体的な取組の例としては、開発に際して森林の伐採・分断を極力避ける、堰などによる河川の分断を解消する、森林－水田－水路－河川間の分断を解消する、干潟やため池などの環境保全を通して渡り鳥の休息・採餌場所を確保する、海域や沿岸域の環境保全を通してアカウミガメなどの回遊性の海洋生物の生息環境を確保する、などが挙げられます。



生態系ネットワーク形成のイメージ図

出典：人と自然との美しい共生 エコロジカル・ネットワーク（国土交通省）  
[https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet\\_jirei/kankyo/gaiyou/panf/econet/](https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kankyo/gaiyou/panf/econet/)

### 1 (3) 野生鳥獣

#### 2 ① シカ (ニホンジカ)

##### 3 ■ 現状

4 シカは、主に県中央部から東部にかけての古処山、英彦山、求菩提山を中心とした  
5 地域と県北部の犬鳴山を中心とした地域、県北東部の福智山地や県南東部の筑後川以  
6 南の地域に生息しています。2020 (令和 2) 年度末時点のシカの生息数は約 27,400 頭  
7 と推定されており、分布域も拡大傾向にあります。シカの生息数の増加や生息域の拡  
8 大の理由については、科学的に十分に検証されてはいませんが、シカの死亡率が低下  
9 した要因としては、狩猟者の減少や積雪量の減少、中山間地域の過疎化等で生息適地  
10 である耕作放棄地が拡大したことなど複数の要因が考えられています。

11 増えすぎたシカは、植林木や果樹、米、などを食べ荒らしてしまうことから、県内  
12 各地で深刻な農林業被害を引き起こしており、2020 (令和 2) 年度のシカによる農林  
13 業被害額は、約 9,100 万円<sup>7)</sup>にもなります。

14 このような状況を改善するため、本県では「福岡県第二種特定鳥獣 (シカ) 管理計  
15 画」を策定し、被害防除対策の実施や捕獲を推進した結果、被害額は、ピーク時であ  
16 る 2010 (平成 22) 年度の 2 億 1,500 万円から半減しました。捕獲されたシカは、県  
17 内の「ふくおかジビエの店」でジビエ料理として提供されているほか、新宮町では、  
18 シカの皮を有効活用して革製品の製造・販売を行い、地域おこしにつなげようという  
19 動きもみられます。

20 また、「福岡県レッドデータブック 2011」によると、「シカの増加」が絶滅危惧要  
21 因となっている植物は 24 種にのぼり、そのうち 12 種では 2001 (平成 13) 年版のレ  
22 ッドデータブックよりも絶滅の危険度が上昇しています。

23 そこで、シカによる生態系への影響が深刻化している耶馬日田英彦山国定公園の英  
24 彦山及び犬ヶ岳地区では、自然公園法に基づく生態系維持回復事業として、シカの捕  
25 獲や防護柵の設置を行っています。自然植生に対するシカの採食圧を軽減すること  
26 により、絶滅危惧植物の保全と森林の再生を進め、耶馬日田英彦山国定公園の生態系の  
27 維持または回復を図っています。

28

##### 29 ■ 課題

- 30 ➤ シカによる自然植生への影響や農林業被害に対する防除対策 (防護柵の設置等)  
31 の実施
- 32 ➤ 捕獲従事者の育成・確保
- 33 ➤ 捕獲したシカの利用用途や販路の拡大

34



ニホンジカ



シカによる自然植生への食害



ジビエ料理

1    **② イノシシ**

2    **■ 現状**

3       イノシシは、中山間地域を中心に県内のほぼ全域に生息しており、水稲や果樹類、  
4       タケノコなどを食べてしまいます。そのため、県内各地で深刻な農林業被害を引き起  
5       こしており、2020（令和2）年度のイノシシによる農林業被害額は約3億3,000万円  
6       <sup>7)</sup>にもなります。また、近年は住宅地や市街地への出没も確認されており、人的被害も  
7       発生しています。このような状況を改善するため、本県では「福岡県第二種特定鳥獣  
8       （イノシシ）管理計画」を策定し、被害防除対策の実施や捕獲による被害の軽減を  
9       図っており、捕獲頭数は2012（平成24）年以降増加傾向にあります。捕獲されたイノ  
10      シシは、各地域でジビエ料理として提供されているほか、糸島市では産学官連携事業  
11      として、食肉加工のほか、鞣し（なめし）や皮革製品の加工販売を通じて、鳥獣事業  
12      の新モデルの確立と多地域での連携展開を目指す取組などが行われています。

13

14    **■ 課題**

- 15    ➤ イノシシの被害防除対策（防護柵や電気柵の設置など）の実施
- 16    ➤ 捕獲従事者の育成・確保
- 17    ➤ 捕獲したイノシシの利用用途や販路の拡大

18

19    **③ 人獣共通感染症**

20    **■ 現状**

21      人獣共通感染症は、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも200種類以上  
22      あり、新型コロナウイルス感染症をはじめ、牛海綿状脳症（BSE）、中東呼吸器症候  
23      群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）など国内外で大きな社会問題となった  
24      病気が多数存在します。人獣共通感染症の主な感染経路としては、動物との接触感染、  
25      糞中の病原体の経口感染、かみ傷・引っかき傷の感染が挙げられ、野生動物がこれら  
26      の病気を直接媒介する場合があります。また、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の  
27      ように、人獣共通で吸血するマダニ類がウイルスを媒介する例もあります。SFTSは、  
28      2013（平成25）年に国内で初めて確認されて以降、報告数は年々増加しています。野  
29      生動物の個体数の過剰な増加や人と野生動物の接触機会の増加は、このような病気へ  
30      の感染リスクを高めると考えられていることから、野生鳥獣の適正な保全と管理は、  
31      人の健康の側面からも重要な課題であるといえます。

32      本県では、福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づき、「人と動物の健康、そして環  
33      境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念の普及とワンヘルス・アプローチの実践  
34      に向けて、具体的な取組を進めています。

35

36    **■ 課題**

- 37    ➤ 野生鳥獣の適正な管理の推進
- 38    ➤ 人獣共通感染症対策、環境保護、人と動物の共生社会づくりなど、ワンヘルス・  
39      アプローチに基づく取組の実践

#### 1 (4) 外来種

2 外来種は、生態系や農林水産業等に大きな影響を及ぼすものもみられ、また、一度  
3 定着すると駆除には多大な時間と労力を必要とします。このため、人々の外来種問題  
4 に対する認識を高めるとともに、外来種の自然環境への持ち込みを防止し、侵入して  
5 しまった外来種に対する適切な対策を推進していくことが必要です。

#### 6 7 ■ 現状

8 「福岡県侵略的外来種リスト 2018」には、本県に既に定着している、または定着の  
9 おそれがある侵略的外来種として 304 種（植物 188 種、動物 116 種）が挙げられてい  
10 ます。

11 哺乳類では、アライグマの生息域が急速に拡大しており、2020（令和 2）年度には  
12 41 市町村で生息が確認されています。アライグマは雑食性のため、捕食・競合による  
13 在来種や生態系への影響が危惧されているほか、農業被害が深刻化しており、2020（令  
14 和 2）年度の被害額は 1,639 万円を超えています<sup>7)</sup>。また、一部の島嶼（とうしょ）で  
15 は、外来種であるドブネズミが侵入・定着し、ヒメクロウミツバメやカンムリウミス  
16 ズメなどの鳥類の繁殖に壊滅的な影響を与えています。

17 魚類では、オオクチバス及びブルーギルが県内のほぼ全域に侵入しており、在来種  
18 や生態系に大きな影響を及ぼしています。また、タイリクバラタナゴの侵入により、  
19 広い地域でニッポンバラタナゴとの交雑が起きています。

20 クモ形類では、セアカゴケグモの生息域が福岡市と北九州市を中心とした周辺の市  
21 町村に広がっており、2021（令和 3）年 6 月 1 日までに 27 市町村で生息が確認され  
22 ています。

23 昆虫類では、福岡市と北九州市においてヒアリ及びアカカミアリが発見されていま  
24 す。また、北九州市では、2015（平成 27）年にツマアカスズメバチの営巣が確認され  
25 ています。現在のところ、いずれの種も県内での定着には至っていませんが、海外か  
26 らのコンテナ等に紛れて、再び県内に侵入するおそれがあります。本県では、2018（平  
27 成 30）年 7 月に県民や事業者がヒアリやアカカミアリを発見した際の対処法などを細  
28 かく示した「福岡県ヒアリ等対応マニュアル」を作成し、定着や被害の未然防止に努  
29 めています。

30 植物では、外来水草であるブラジルチドメグサやナガエツルノゲイトウなどが県内  
31 に侵入し、分布域を広げています。また、法面などから逸出した外来植物により、競  
32 合する在来植物が減少しています。本県では、オオキンケイギク、アレチウリ、ブラ  
33 ジルチドメグサの 3 種について防除リーフレットを作成し、種の特徴や正しい駆除の  
34 方法を周知することで、分布拡大の防止に努めています。

35 国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種（国内に在来種として自然分布し  
36 ても、その地域には元々いなかった種）の侵入・分布拡大も生物多様性に大きな  
37 影響を与えています。また、国外由来・国内由来を問わず、別地域の個体の放流・放  
38 鳥等により、その地域特有の個体群の遺伝子がかく乱される事例も生じています。

1 ■ 課題

- 2 ▶ 外来種が生態系に与える影響や外来種の適正な駆除方法の周知  
 3 ▶ 外来種の適正飼養（終生飼養など）の啓発と徹底  
 4 ▶ 県内に生息・生育する、人の生命・身体に影響を与える可能性のある外来種の周知と被害の予防  
 5  
 6 ▶ 樹木の植栽、魚介類の放流などを行う際の遺伝的な固有性、多様性への配慮

7  
8  
9

福岡県侵略的外来種リスト 2018 におけるカテゴリー区分と外来種数

カテゴリー*	分類群											
	植物	動物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	甲殻類 その他	クモ 形類	合計
県内に定着している外来種	409	221	2	5	1	1	18	140	21	29	4	630
①重点対策外来種	10	10	2	0	1	1	3	0	0	1	2	20
②要対策外来種	88	51	0	3	0	0	7	28	8	5	0	139
③要注意外来種	82	34	0	2	0	0	3	19	4	6	0	116
それ以外の外来種	229	126	0	0	0	0	5	93	9	17	2	355
県内に定着していない外来種	8	21	4	1	4	0	5	6	0	0	1	29
④定着予防外来種												
侵略的外来種（①～④の総和）	188	116	6	6	5	1	18	53	12	12	3	304

10  
11

出典：福岡県侵略的外来種リスト 2018（福岡県）をもとに作成  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinryakugairai.html>

12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24

- \* 各カテゴリーの定義は以下のとおり
- 重点対策外来種：影響・被害は甚大で対策の必要性が高く、対策の実行可能性・実効性が見込めるため、積極的な防除が必要な侵略的外来種
  - 要対策外来種：影響・被害は甚大で対策の必要性が高いものの、対策の実行可能性・実効性が相対的に低いため、防除についての検討及び遺棄・導入・逸出防止などの普及啓発が必要な侵略的外来種
  - 要注意外来種：影響・被害は限定的だと考えられるため、遺棄・導入・逸出防止などの普及啓発を中心とした対策が必要な侵略的外来種
  - 定着予防外来種：県内に未定着であるが、今後定着の可能性が高いことから、導入の予防や水際での監視、野外への遺棄・逸出防止、発見した場合の早期防除が必要な侵略的外来種

25  
26  
27  
28  
29  
30



アライグマ



ヒアリ



ナガエツルノゲイトウ

31

1       **(5) 地球環境の変化**

2       「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3)」では、地球温暖化な  
3       どの地球環境の変化が生物多様性の損失の直接的な要因として挙げられています。特  
4       に地球温暖化による生物への影響は深刻であり、JBO3 では「急速な気候変動が、生物  
5       種や生態系が対応できるスピードを超えた場合、将来に予測される気候変動によって  
6       陸域及び淡水域両方の生物種の大部分が増大する絶滅リスクに直面すると予測されて  
7       いる」と記述されています。

8       本県は九州の北端に位置し、本県が分布の南限にあたる種もいくつか存在します。  
9       そのような種では、温暖化によって県内から絶滅することが九州からの絶滅にもつな  
10      がります。

11      このように地球温暖化は生物多様性にとっても重要な問題であるとの認識に立ち、  
12      対策を強化することが求められます。

13

14      **① 地球環境の変化による陸地への影響**

15      **■ 現状**

16      本県のほぼ中央に位置する飯塚市では、2000 年代の平均気温が 1940 年代のそれと  
17      比較して約 1.4°C上昇している<sup>8)</sup>など、県内各地で平均気温の上昇傾向がみられ、生物  
18      への様々な影響が懸念されています。

19      例えば、アブラゼミなどの一部の種では生物季節の変化がみられるようになってお  
20      り、餌生物との生物季節のずれなどが発生するおそれがあります。また、暖地性の生  
21      物の分布域が北上しており、これまで越冬できずに定着していなかった外来生物が定  
22      着可能になるといわれています。

23      近年は線状降水帯や大型の台風等の発生により、県内各地で記録的な大雨が観測さ  
24      れています。それに伴い、河川の氾濫や土砂崩れ等の災害も発生し、甚大な被害が出  
25      ています。被害の大きい地域の中には、復旧工事や河川工事などにより自然環境の改  
26      変が生じている場所もあります。

27      地球温暖化に伴う影響を緩和するため、脱炭素化に向けた取組が世界的に加速して  
28      います。県内各地では太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電施設の計画、  
29      建設・稼働が行われています。これらの発電施設を設置する際には、生物の生息・生  
30      育環境に影響が生じる場合があり、生物多様性への配慮が求められます。

31

32

33

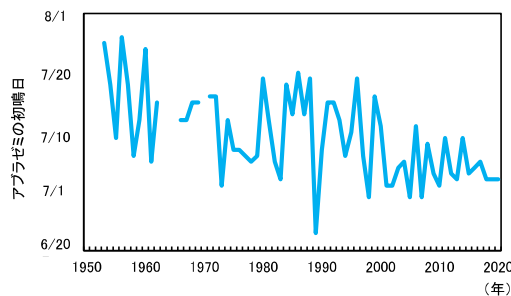
34

35

36

37

38



アブラゼミの初鳴日の変動 (福岡市)

出典：生物季節観測の情報 (気象庁) をもとに作成

<https://www.data.jma.go.jp/sakura/data/index.html>

1 ■ 課題

- 2 ▶ 地球温暖化対策の推進  
3 ▶ 生物多様性分野における気候変動適応策の事例や情報の収集・整理  
4 ▶ 生態系を活用した適応策（EbA）の啓発

5

6

7

8

9

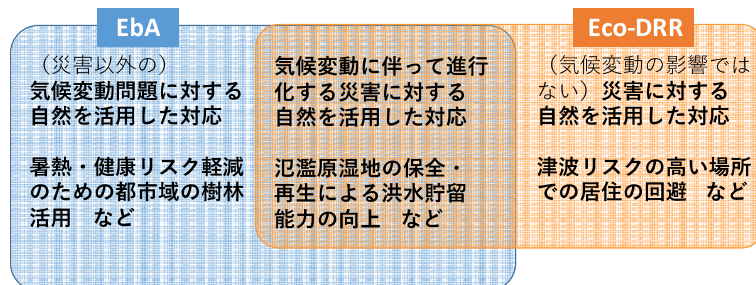


### コラム9 生態系を活用した適応策（EbA）

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加などの気候変動が顕在化しており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

地球温暖化の対策には、省エネの促進や再生可能エネルギーの導入などにより温室効果ガスの排出量を減らす、または植林などにより CO<sub>2</sub> の吸収量を増やす「緩和策」と、気候変動による様々な影響を回避または軽減させるために自然や社会のあり方を調整する「適応策」の2種類があります。適応策の例として、荒廃した森林の整備が生態系の健全性や回復力を高め、気候変動に伴う森林衰退や土砂災害の軽減などにつながる事が挙げられます。ほかにも、都市部の緑化によるヒートアイランド現象の緩和、高温でも育つ農作物の品種改良、人々が災害に備えるための情報発信やインフラ整備なども適応策の例です。

適応策の中でも、気候変動により生じると想定されるリスクや損失に対して、生物多様性や生態系が持つ様々な機能やサービスを活用する「生態系を活用した適応策（EbA：Ecosystem based Adaptation）」というアプローチが最近注目されています。EbAに取り組むメリットとして、多機能であることや、比較的安価に導入できる場合が多いことなどが挙げられます。前述した都市部の緑化の例では、ヒートアイランド現象の緩和のほかに、生物多様性保全や水質浄化、景観の改善、雨水の浸透による洪水緩和などの効果も期待できます。なお、EbA と関連の深い概念に、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災、p.74 参照）がありますが、Eco-DRR は災害全般への対策であり、その中には地震や噴火などの気候変動と直接関係しない事象も含まれます。



#### EbA と Eco-DRR の概念の関係

出典：生態系を活かした気候変動適応：EbA（国立環境研究所）をもとに作成  
<http://www.nies.go.jp/kanko/news/40/40-3/40-3-04.html>

## 1 ② 地球環境の変化による海域への影響

### 2 ■ 現状

3 温暖化の影響は陸地だけでなく海域にもみられ、東シナ海北部の平均海面水温は、  
4 1900（明治33）～2020（令和2）年の100年間で1.25℃上昇<sup>9)</sup>しています。海水温  
5 の上昇により、アイゴ等暖海性の生物の個体数の増加などが確認されています。

6 また、海水面も上昇傾向にあり、博多湾では1985（昭和60）年以降、1年当たり  
7 4.3mmの海水面の上昇が記録されています。海水面の上昇により、干潟などの浅海域  
8 の面積の減少や自然海岸の減少と、そこに生息・生育する生物の減少や絶滅が懸念さ  
9 れます。

10 さらに、大気中の二酸化炭素濃度の上昇に伴い、海水に溶ける二酸化炭素量も増大  
11 しており、これによって海水中のpHが低下、酸性化することが指摘されています。  
12 海洋酸性化は炭酸塩殻を有する生物（甲殻類、棘皮（きょくひ）動物、軟体動物、サ  
13 ンゴなど）に対し、石灰化を抑制することを通して成育に悪影響を及ぼすものと考え  
14 られています。

15 その他の地球環境の変化による海域への影響として、洋上風力発電設備の設置・稼  
16 働が挙げられます。洋上風力発電は、近年注目されている発電方法で、陸上の風力発  
17 電と比べて安定した発電が可能であることや人に対する騒音や振動の影響が少ないな  
18 どのメリットがあります。しかし、海域は生物や生態系についての情報や知見が少な  
19 く、洋上風力発電設備が鳥類（特に渡り鳥）や魚類、海棲哺乳類などに与える影響の  
20 評価方法は確立されていません。そのため、設置に際しては十分な事前調査と環境予  
21 測を行うとともに、設置後においても生物の生息環境に与えている影響を継続的に調  
22 査し情報を蓄積する必要があります。

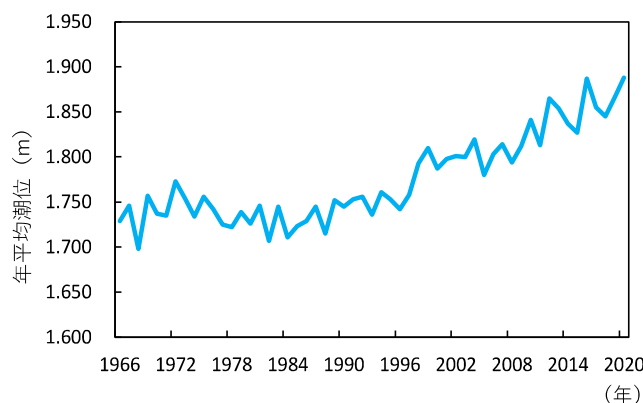
23

### 24 ■ 課題

25 ▶ 海水温及び海水面の上昇が海洋生物に与える影響に関する情報の収集・整理

26

27



博多湾における年平均海面水位の経年変化

出典：潮位年報（海岸昇降検知センター）をもとに作成  
<https://cais.gsi.go.jp/cmdc/center/siryuu.html>

## 1 (6) 人間活動の影響

2 道路やダム建設、市街地の拡大、干拓、埋立てなどの開発、様々な化学物質の利  
3 用や排出などの人間活動により、県内の自然の形は大きく変えられてきました。それ  
4 によって種の減少や絶滅、あるいは生態系の破壊・分断・劣化を通じた生物の生息・  
5 生育空間の縮小・消失といった生物多様性の危機がもたらされています。

### 7 ■ 現状

8 県内では、特に1960年代以降、農地や森林から都市的利用への転用や海域の埋め  
9 立てなどの開発が進みました。「令和2年度土地利用動向調査(福岡県)」によると、  
10 県土面積に占める都市的な土地利用の割合(道路・宅地・その他の合計)は約34%に  
11 達しています。近年の傾向としては、2004(平成16)年と比較すると森林面積は大き  
12 く変化していない一方で、道路・住宅地の面積は108%に増加し、農地の面積は約88%  
13 に減少しています。

14 生態系ごとの人間活動の影響に関しては後述(p.75~89)しますが、各生態系をま  
15 たぐもものとして、河川では、ダムや堰、溪流の砂防ダムが土砂を捕捉するため、陸域  
16 から海域に運ばれる土砂の量が以前と比べて減少しており、干潟や海浜が後退・消失  
17 する要因の一つとなっています。さらに、取水や河川流量の調整により、通常時の流  
18 量減少や流量の変動頻度の低下が生じており、流路の単調化や乾燥化による植生変化  
19 などの要因となっています。

20 また、石灰岩地には、特有の植生や動植物がみられます。石灰岩は有用鉱物である  
21 ため、盛んに採掘されており、採掘によって生息・生育場所が減少している種や植生  
22 がみられます。

23 本県では、生物多様性への影響が懸念される土地利用に関する計画(都市計画、森  
24 林計画、河川整備計画、海岸保全基本計画など)を策定する際には、生物多様性や生  
25 態系に配慮した計画としています。また、自然環境に大きな影響を与える可能性のあ  
26 る一定規模以上の事業・開発行為に対しては、環境影響評価法及び福岡県環境影響評  
27 価条例に基づいた環境影響評価(環境アセスメント)の実施を義務付けています。

28 生態系は人間活動の影響を受け一方で、豊かな生物多様性に支えられた健全な生  
29 態系は、しなやかに回復する力を有しています。このような回復力を持つ自然の多様  
30 な機能を活用する「グリーンインフラ」の取組が広まりつつあり、国が事務局となっ  
31 てその取組を推進する官民連携プラットフォームが設立されています。

### 33 ■ 課題

- 34 ▶ 環境影響評価制度の適正な実施
- 35 ▶ 行政計画策定時や改訂時における生物多様性保全の視点の導入
- 36 ▶ グリーンインフラの普及と導入の促進

37

38

39



## 2. 生態系別の現状と課題

生物多様性の保全のためには、生物のすみかであるそれぞれの生態系を保全することが重要です。このような観点から、以下では、生物の生息・生育場所として質の異なる5つの生態系（森林、農地、都市、陸水、沿岸・海洋の各生態系）ごとに現状と課題についてみることにします。

### (1) 森林生態系

#### ① 自然林

##### ■ 現状

生物多様性の保全上重要な地域の一つである自然林は、開発や人工造林によって減少し、現在その割合は1.4%（植生図からの読み取り結果）とごくわずかです。自然林のうち、行為制限の強い保護地域に指定されている割合は、自然林全体の41.9%に留まっています。

標高750m以上の自然林を代表する落葉広葉樹林であるブナ自然林は、県内5か所の山地に分布していますが、英彦山地を除きごくわずかに残存するのみです。地球温暖化の進行やシカの分布域の拡大により、山地上部に残されたブナ自然林への影響が特に懸念されます。

##### ■ 課題

- 自然林の保護地域面積の拡大
- 山地上部に分布するブナ自然林の保全

#### ② 二次林・人工林

##### ■ 現状

二次林では、炭や薪の需要減少に伴う木材利用量の減少や管理放棄による照葉樹林化、林床の照度の低下など質の変化がみられます。また、松くい虫被害等によってマツ林の減少がみられますが、2019（令和元）年度における松くい虫被害額は4,165千円<sup>7)</sup>で、2015（平成27）年度の被害額8,675千円と比べると半減しています。

特に低地から丘陵に分布する二次林では、開発による森林の分断により、生息・生育種の個体群が分断され、森林性の種の生息環境の悪化がみられます。また、志賀島や糸島地区では二次林としてマテバシイ群落がみられます。土地の造成や管理放棄に加えて、現在は終息に向かっているものカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害も発生しており、今後の動向に留意が必要です。

県内の人工林率は64%に達しています<sup>7)</sup>。間伐等の管理が行き届かない人工林は、樹木や根の成長が弱くなったり、林床が暗く下層植生が貧弱になるなど、生物多様性や森林の公益的機能の低下につながります。本県では、林業経営が困難な人工林については、福岡県森林環境税を活用した強度間伐により針広混交林へ誘導するなど、公益的機能が発揮できる森林整備を進めています。

1 また、県内の竹林は急速に拡大しており、2016（平成28）年～2020（令和2）年ま  
2 での4年間で面積が約7%増加しています。管理されていない竹林は藪状になり、林  
3 床が暗く生物多様性を低下させるとともに、周辺の森林や農地に侵入し農林業に悪影  
4 響を及ぼすこともあります。

5

## 6 ■ 課題

- 7 ➤ 健全な二次林の育成
- 8 ➤ 広葉樹植栽による森林整備の推進
- 9 ➤ 竹林の拡大防止策及び新たな竹の利用方法の検討

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

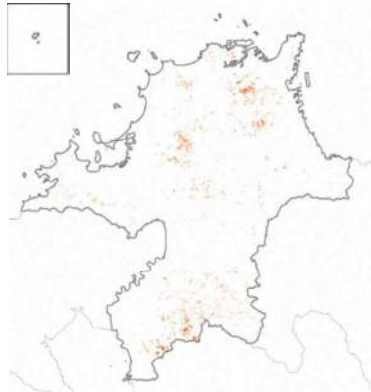
31

32

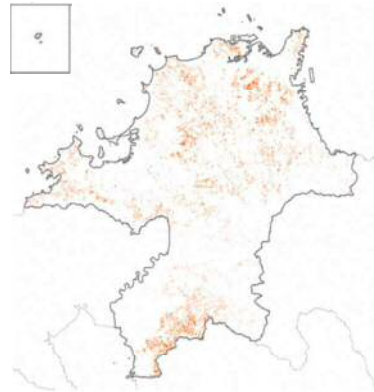
33

34

1980年頃の竹林の分布



2000年代の竹林の分布



### 福岡県における竹林の分布域の変化

出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）をもとに作成  
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/tokusan/megurujoukyou/pdf/4take.pdf>

## 19 ③ 林業

### 20 ■ 現状

21 本県では、森林の有する公益的機能を高度に発揮するために、育成単層林から育成  
22 複層林への転換、伐採後の天然更新、保安林制度の適切な運用、野生鳥獣被害の被害  
23 防止対策などの取組を行い、林業の振興を図っています。また、2012（平成24）年  
24 には「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、公  
25 共建築物等への県産木材の利用拡大を図っており、2019（令和元）年度には9,711m<sup>3</sup>  
26 の木材が県内各地の公共建築物に利用されています<sup>7)</sup>。

27 これらの取組の結果、原木生産量は2015（平成27）年の195千m<sup>3</sup>から2019（令  
28 和元）年には299千m<sup>3</sup>まで増加しています<sup>7)</sup>。また、シカやイノシシ、松くい虫など  
29 の有害鳥獣や害虫による林業被害は2019（令和元）年度において54,419千円と依然  
30 として大きいものの、防除活動が実を結び減少傾向にあります<sup>7)</sup>。

31 また、間伐材を主とした未利用木材の新たな活用先として、木質バイオマス発電の  
32 燃料としての活用が挙げられます。県では、「木質バイオマスボイラーの手引き」及び  
33 「チップ生産の手引き」を作成し、木質バイオマスの普及拡大を図っています。2019  
34 （令和元）年における木質バイオマスのエネルギー源としての木材利用量は63.5千t

1 で、2015（平成 27）年の利用量 28.7 千 t<sup>7)</sup>と比べると倍増しており、利用が拡大して  
2 います。

3 しかしながら、過疎化や高齢化の進行などにより間伐等の施業の担い手が減少傾向  
4 にあります。森林組合員の人数は、1989（平成元）年は 34,822 人でしたが、2018（平  
5 成 30）年には 29,299 人<sup>7)</sup>となっており、減少の一途をたどっています。

6 なお、本県は特用林産物の生産が盛んで、2019（平成元）年の生産量は「たけのこ」  
7 と「竹炭」が全国 1 位となっているほか、「ひらたけ」が全国 2 位、「ぶなしめじ」、「ま  
8 いたけ」、「木ろう」は全国 3 位を誇っています<sup>7)</sup>。一方、竹林面積が拡大傾向にある  
9 中で、竹材（まだけ、もうそう）の生産量は 2017（平成 29）年～2020（令和 2）年  
10 にかけて減少傾向<sup>7)</sup>にあります。

11 環境に配慮した持続可能な森林経営を認証する森林認証については、2020（令和 2）  
12 年 3 月、うきは市が市有林約 576ha において、SGEC-FM 認証（一般社団法人 緑の  
13 循環認証会議）を取得<sup>10)</sup>し、生物多様性や環境の保全に配慮した森林整備を推進して  
14 います。

15

## 16 ■ 課題

- 17 ▶ 県産木材の利用拡大
- 18 ▶ 木質バイオマスのエネルギー源としての木材利用の推進
- 19 ▶ 林業従事者の育成、確保
- 20 ▶ 森林認証の取得支援

21

22

23

24

25



### 26 SGEC 認証のロゴマーク

27 出典：一般社団法人緑の循環認証会議

28 <https://sgec-pefcj.jp/>

29 \*本ロゴマークは、「緑の循環認証会議」

30 より許可を得て掲載している。

31

福岡県における特用林産物の生産量及び全国順位（2019（令和元）年）

特用林産物	生産量（福岡県）	生産量（全国）	全国順位
たけのこ	5,653 t	22,285 t	1 位
竹炭	261 t	447 t	1 位
ひらたけ	918 t	3,862 t	2 位
ぶなしめじ	14,751 t	118,597 t	3 位
まいたけ	3,768 t	51,108 t	3 位
木ろう	6 t	26 t	3 位

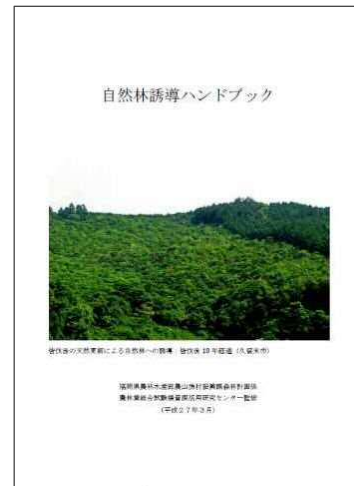
32 出典：令和 2 年度 福岡県農林水産白書（福岡県）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/nourinsuisanhakusyo-1.html>



## コラム 11 人工林から広葉樹林・針広混交林への誘導

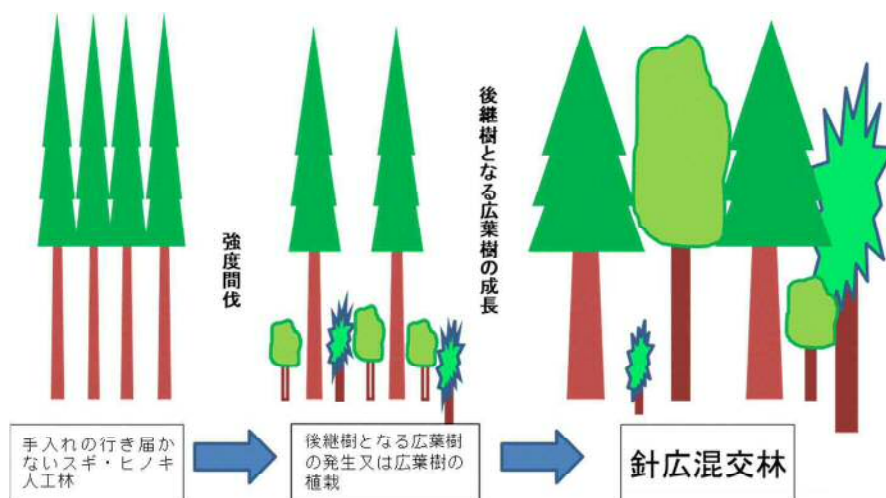
適切な管理が行われていない人工林は、材木としての成長や形質が低下するだけでなく、根の発達が阻害されることで土壌をつなぎとめる力が低下し山地崩壊の危険性が増したり、林床が暗く下層植生が貧弱になるために土壌流失が生じやすくなるなど、森林の持つ公益的機能が低下してしまいます。このため、階層構造を持った様々な植物が生育するとともに、多様な動物が生息する広葉樹林への誘導・育成が、特に生物多様性保全機能の観点から期待されています。



本県の目指すべき森林の姿として、林業経営が成り立たず適正な管理が見込めないスギ・ヒノキ人工林（荒廃林）は、広葉樹林や針広混交林へと誘導し、公益的機能の持続的な発揮を図ることとしています。しかし、スギ・ヒノキ人工林を広葉樹林・針広混交林へ誘導するためには様々な要件を満たす必要があり、さらに広葉樹を定着させるための適切な施策が必要になる場合もあるため、2015（平成27）年に「自然林\*誘導ハンドブック」を作成しました。

このハンドブックには、皆伐後の天然更新や広葉樹植栽による広葉樹林への誘導方法、強度間伐（通常の間伐よりも本数を多く間伐すること）後の針広混交林への移行方法、立地特性に応じた樹種の選定方法などが掲載されています。

\*本戦略で用いている植生学的な森林区分では、自然林ではなく二次林に該当する。



人工林から針広混交林への移行イメージ

出典：自然林誘導ハンドブック（福岡県）

[https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/568105\\_60653438\\_misc.pdf](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/568105_60653438_misc.pdf)

## 1 (2) 農地生態系

### 2 ① 農耕地

#### 3 ■ 現状

4 北部九州は日本列島で最も早く水田耕作が始まった地域で、古くから平野部を中心  
5 に農業が営まれてきました。現在では県土に占める耕地面積の比率は16.8%で、全国  
6 平均の12.0%と比べると4.8ポイント高い割合になっており、西日本では佐賀県に次  
7 いで耕地率が高い県です。しかし、2015(平成27)年の経営耕地総面積は51,666ha<sup>11)</sup>  
8 で、1904(明治37)年の約44%にまで減少しています。特に1960年代以降の減少が  
9 著しく、1960(昭和35)年比で約56%となっています。一方、耕作放棄地面積は、  
10 1970年代以降増大し、2010(平成22)年に7,189haと過去最大を記録しましたが、  
11 2015(平成27)年には6,992haとなり、減少に転じています<sup>7)</sup>。耕作放棄地は、病害  
12 虫や外来雑草の発生源になったり、イノシシなどの鳥獣の格好の生息地になったり、  
13 乾燥化に伴い湿地性の動植物の減少につながったりします。

14

#### 15 ■ 課題

- 16 ▶ 耕作放棄地や遊休農地対策の推進
- 17 ▶ 担い手が不足している棚田の保全

18

### 19 ② ため池・クリーク等

#### 20 ■ 現状

21 本県の2021(令和3)年5月末時点のため池は4,792か所で、全国では8番目、九  
22 州内では最も多い<sup>12)</sup>です。地域別のため池密度をみると、福岡地区が最も高く、次い  
23 で筑豊地区、京築地区となっています。

24 ため池や農業用水路・クリークに生息・生育する生物のうち、アサザやオグラコウ  
25 ホネ、ミナミメダカ、カタハガイなど、数多くの種の絶滅が危惧される状態になっ  
26 ています。その原因として、水質悪化、管理放棄、外来種の侵入、過去における改修工  
27 事などが挙げられています。県では、環境保全に関する専門家が参画する環境情報協  
28 議会を通じ、意見聴取を行い、環境に配慮した改修工事に取り組んでいます。

29

#### 30 ■ 課題

- 31 ▶ 池干しやクリークでの泥あげなどによる管理の推進
- 32 ▶ 農作物や生態系に被害を与えている外来種の防除強化

33

34



ため池やクリーク等に生息・生育する侵略的外来種

写真は、左からアカミミガメ、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)、ブラジルチドメグサ。

1 ③ 二次草原・畦畔（けいはん）

2 ■ 現状

3 県内の二次草原は、「平尾台（北九州市など）」や「ロマンスが丘（田川市）」などの  
4 石灰岩地や各地の防火帯などにわずかに残るのみとなっています。二次草原は火入れ  
5 や採草によって維持されていますが、次第に管理が行われなくなり、森林に遷移する  
6 などして面積が減少しています。

7 農耕地の畦畔は草原性の種の生息・生育地として重要です。しかし、除草剤散布、  
8 管理不足などにより、生息・生育種の多様性が低下しています。また、近年は畦畔管  
9 理の省力化や災害対策を目的とした畦畔のモルタル被覆が各地で行われており、植生  
10 の変化や石積みなどの伝統的な文化の衰退が懸念されています。

11

12 ■ 課題

- 13 ▶ 二次草原に生息・生育する絶滅危惧種の保全
- 14 ▶ 畦畔草地の適切な管理の推進

15

16 ④ 農業

17 ■ 現状

18 県内の 2015（平成 27）年の農業従事者は 86,374 人で、2000（平成 12）年の 186,400  
19 人と比較すると半分以上となっています。また、そのうち 65 歳以上の割合は 43.9%  
20 で、高齢化が進んでいます<sup>7)</sup>。

21 水田の生物に着目すると、農業の大規模化などに伴う除草剤や殺虫剤の使用量の増  
22 加により、絶滅が危惧される生物が多くみられます。特に、水生植物への影響は深刻  
23 で、マルミスブタやイトトリゲモなどは農薬の使用による影響を強く受けています。

24 本県では、農業従事者に対し、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確  
25 保するための生産工程管理の取組である「GAP（Good Agricultural Practices：農業生  
26 産工程管理）」の取得を推奨しています。また、化学合成農薬の散布回数（成分回数）  
27 と化学肥料の使用量を、ともに県基準の半分以上で生産する「ふくおかエコ農産物認  
28 証制度」を設立し、生物多様性に配慮した農業を支援しています。

29 これらの取組を進めてきた結果、環境や生物多様性に配慮する農業従事者が増加し、  
30 減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積は 2010（平成 22）年度の 10,073ha から、  
31 2020（令和 2）年度には 11,089ha まで増加しています<sup>7)</sup>。

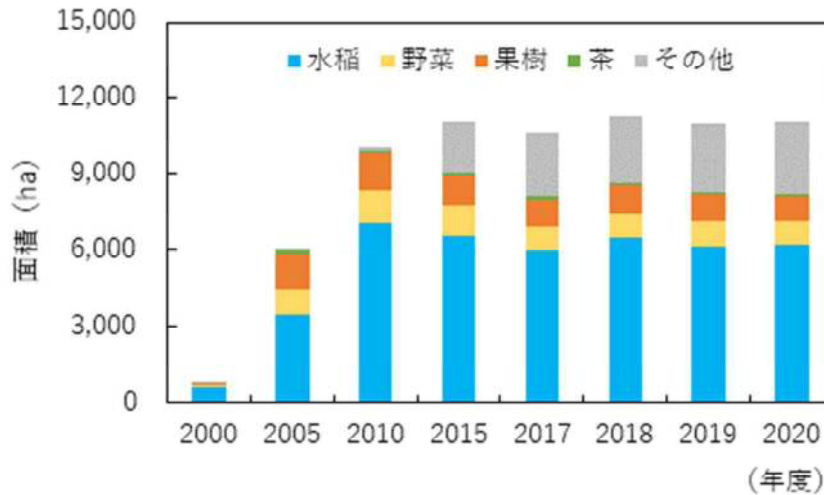
32 一方、農薬の流通量は 2010（平成 22）年度の 6,488t から、2018（平成 30）年度  
33 には 6,787t まで増加しています<sup>7)</sup>。同年度における農薬の種類別流通量の増減をみる  
34 と、除草剤の流通量が増加し殺虫剤と殺虫殺菌剤の流通量が減少しています。

35 2021（令和 3）年 5 月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベー  
36 ションで実現するために「みどりの食料システム戦略」が国により策定されました。  
37 本戦略では、2050 年までに目指す姿として、化学合成農薬の使用量をリスク換算で  
38 50%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%に拡大、などが掲げられてお  
39 り、今後の展開が注目されます。

1 ■ 課題

- 2 ▶ 環境保全型農業の推進  
3 ▶ ふくおかエコ農産物認証、福岡県 GAP 認証等の取得支援  
4 ▶ 新規就農者の確保、定着の促進

5



6 福岡県における減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積の推移

7 出典：福岡県農林水産白書（福岡県）をもとに作成

8

9 ⑤ 里地里山

10 ■ 現状

11 農地やため池、二次林などの二次的自然で構成される里地里山は、様々な動植物の  
12 生息・生育場所となっています。また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観  
13 の形成、水源かん養、自然とのふれあいの場の創出、文化の伝承などの観点からも重  
14 要な役割を担っています。しかし、少子高齢化や産業構造の変化などにより、里地里  
15 山の人口は減少傾向にあり、集落の消失や森林の荒廃が懸念されています。

16 このような状況にある中で、近年、里地里山が自由なビジネスや働き方のできる場  
17 として注目されつつあります。県内でも里地里山にある空き家を改築してカフェや雑  
18 貨店として営業している事例が多数あります。

19 また、八女市では、地縁のない人が里地里山での暮らしを始めやすい環境づくりの  
20 一環として、地元の木材を利用した集合住宅（里山賃貸住宅）を建築するなど、里地  
21 里山の振興に向けた取組が行われています。

22 県内では、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に平尾台（北九州市ほか）、  
23 竹野地区（久留米市）、小塩地区（うきは市）の3地域が選定されています。これらの  
24 地域では、自然観察会や田植え体験などを通じて里地・里山保全の重要性を伝えてい  
25 ます。

26

27 ■ 課題

- 28 ▶ 里地里山の地域資源の保全と活用  
29 ▶ 中山間地域を支えるための活動の支援

### 1 (3) 都市生態系

#### 2 ■ 現状

3 県内には政令指定都市として福岡市と北九州市の2市があるほか、久留米市が中核  
4 市となっており、県土面積に占める人口集中地区(DID)面積の割合は2015(平成27)  
5 年時点で11.4%と大きな割合を占めています。

6 福岡市周辺は1970年代以降、人口・人口密度ともに増加傾向にあり、それに伴い  
7 都市公園面積も拡大傾向にあります。一方、ビルや住宅が増加し市街化区域における  
8 農地や森林の面積が減少したことで、ヒートアイランド現象が生じるようになりました。  
9 ヒートアイランド現象は、地球温暖化と相まって南方系の生物の北上促進要因と  
10 なっている可能性があります。また、都市域の拡大及び都市域への人口集中は、水循  
11 環系への影響を通じて、水域の生物多様性低下の一因となっています。

12 都市生態系は生物相が貧弱であるなど一般的には多様性の低い生態系ですが、県内  
13 の市街地には、福岡城堀、和白干潟、千鳥ヶ池などの生物多様性の保全上重要な水域  
14 がみられます。また、分断化・孤立化しているものの、社寺林等の森林も各地にみら  
15 れるほか、公園などの緑地や街路樹、河川敷などが動物の移動経路として機能してい  
16 る場合もあります。

17 都市では、公園や住宅の庭、建物、道路など、様々な空間にそれぞれの環境に適応  
18 した生物がみられます。

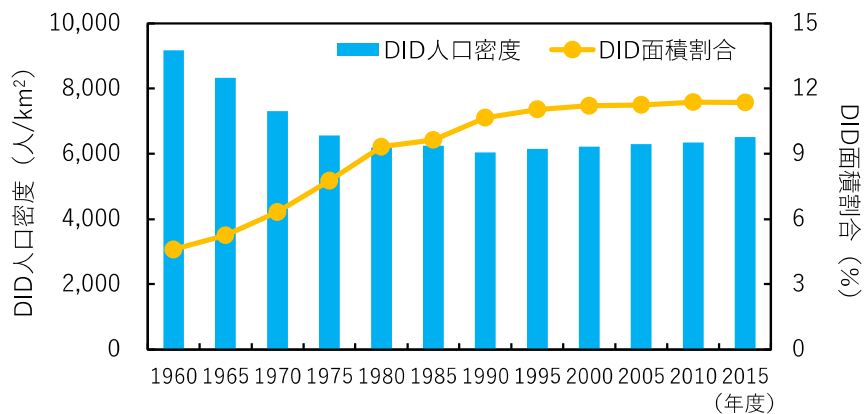
19

#### 20 ■ 課題

- 21 ▶ 市街化区域内における緑地の保全、整備
- 22 ▶ 生物多様性に配慮した市町村による緑の基本計画の策定

23

24



人口集中地区(DID)の県土面積に占める割合及びその人口密度の推移

出典：我が国の人口集中地区(総務省)及び国勢調査(総務省)をもとに作成

1  
2  
3  
4



**ツバメ**

夏鳥で、昆虫などを食べます。民家の軒先などに巣を造って繁殖します。近年、各地で減少しているといわれています。



**ヤモリ**

民家などに生息し、昆虫などを食べます。民家の害虫を食べしてくれることから、「家守」と名づけられました。



**ミカドアゲハ**

幼虫は神社などに植えられているオガタマノキや庭木のタイサンボクを餌とするため、都市部でもみられます。



**イノシシ**

本来は山間地に生息する動物ですが、近年はエサを求めて市街地に出没する事例が増えています。



**オオキンケイギク**

道端や河川敷など内各地に定着しており福岡県侵略的外来種リスト「2018」では重点対策外来種に選定されています。



**屋上緑化（アクロス福岡）**

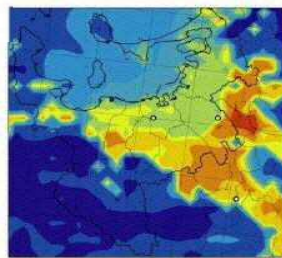
福岡市中心部に位置するアクロス福岡ステップガーデンは、多くの樹木が生育する緑豊かな都市空間を形成しています。



## コラム 12 福岡都市圏のヒートアイランド現象

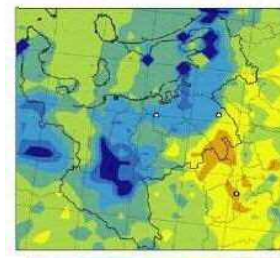
ヒートアイランド現象とは、郊外に比べて都市部ほど気温が高くなる現象のことで、熱中症や睡眠障害などの人に対する影響だけでなく、開花時期が変化したり、秋の紅葉時期が遅れるなど生物に対する影響もあるといわれています。福岡都市圏のヒートアイランド現象の特徴として、都市域の気温上昇は風が停滞する夜間に大きく、卓越した海風が内陸まで達する日中は小さくなるのが挙げられます。

6時



-1 0 1 2 3 4 5 (°C)

13時



-1.0 -0.6 -0.2 0.2 0.6 1.0 (°C)

\*2016年8月7日～8月27日の21日間の観測データに基づく解析

### 福岡都市圏のヒートアイランド現象

出典：数値気象モデルを用いた福岡都市圏のヒートアイランド現象の解析（松本）をもとに作成

## 1 (4) 陸水生態系

### 2 ① 河川

#### 3 ■ 現状

4 陸水生態系は県土面積に占める割合は小さい生態系ですが、特徴的な生物が多く生  
5 息・生育するとともに、絶滅の危機に瀕している種が多くみられる場所でもあります。  
6 河川生物の生息・生育環境が悪化している要因として、河川改修による河道の固定、  
7 直線化、ダムや堰の建設、河床の平坦化、護岸の設置、高水敷の人工化、河畔林等の  
8 河川植生の減少などによる生物の移動経路や個体群の分断のほか、汚水やごみの流出  
9 による水質汚濁などが挙げられます。なお、富栄養化の原因となる窒素やリンの流入  
10 量は瀬戸内海流入河川及び有明海流入河川では横ばいとなっています。博多湾流入河  
11 川では1993(平成5)年頃まで窒素やリンの流入量は漸増傾向にありましたが、近年  
12 は横ばいとなっています<sup>13)</sup>。

13 特に、近年は大雨の影響により県内各地で河川の氾濫が起こっており、河川改修が  
14 急務となっています。本県では、河川改修や河川復旧時には「多自然川づくり」によ  
15 る防災と生物多様性保全の両立を図っています。県内の多自然川づくりの事例として、  
16 福津市の上西郷川が挙げられます。上西郷川は、多自然川づくりが行われる以前はコ  
17 ンクリート三面張りの都市河川でしたが、河川改修時に植物や流木、石などの自然素  
18 材を利用するとともに、川幅や水深などを意図的に変化させ、水がよどんだワンドや  
19 たまりを人工的に作り出すことで、生物の多様な生息・生育環境を再現しました。そ  
20 の結果、魚の種類は約3倍に、個体数は約12倍に増えたと報告されています<sup>14)</sup>。

21 河川の下流域は淡水と海水の入り混じる汽水域となっています。汽水域に生息する  
22 底生魚類にとって、河川汽水域の重要な生息環境は、「汽水域中上流部の砂礫干潟」、  
23 「汽水域中下流部の砂干潟」、「汽水域中下流部の砂泥塩性湿地」、「汽水域下流部の砂  
24 泥・泥干潟」の4つに大別されます。これらの汽水域はハゼ類の生息場所となってい  
25 るほか、シロウオの産卵場などにもなっており、有明海や博多湾に生息する生物にと  
26 って特に重要な環境となっています。しかし、近年は河川の人為的な改変や干潟の埋  
27 立てなどの影響を受け、汽水域の生物の生息・産卵環境の悪化が懸念されています。

28

#### 29 ■ 課題

- 30 ➤ 河川生物の生息・生育環境に配慮した多自然川づくりの推進
- 31 ➤ 通し回遊魚(アユ、ニホンウナギなど)が遡上できる魚道の設置及び河川の連続  
32 性の確保

33

34

35

36

37

38

39

40

1 ② 湖沼

2 ■ 現状

3 県内には人工のダム湖や貯水池は数多くあるものの、天然の湖沼は少なくなってい  
4 ます。貴重な自然湖である八女市の麻生池は、県の天然記念物に指定されているオグ  
5 ラコウホネの自生地となっています。また、古賀市の千鳥ヶ池も小規模ながら天然湖  
6 沼として知られています。

7 ダム湖や貯水池では、釣り目的などで密放流されたオオクチバスやブルーギルなど  
8 の外来種が生態系に甚大な被害を与えています。

10 ■ 課題

- 11 ▶ 湖沼に生息・生育する絶滅危惧種の保全
- 12 ▶ 外来魚（オオクチバスなど）の防除対策

14 ③ 湿原・湿生林

15 ■ 現状

16 県内では、広谷湿原（北九州市、行橋市、苅田町）や北九州市若松区周辺の湿地群  
17 などが環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。  
18 広谷湿原は世界でも珍しいカルスト台地にある湿原で、トキソウやノハナショウブな  
19 どの湿原特有の貴重な植物が自生し、苅田町の天然記念物に指定されています。

20 また、北九州市・福岡市・大野城市の一部の地域では、ハンノキ群落などの湿生林がわ  
21 ずかに残されています。

22 これらの湿地や湿生林は、開発や遷移の進行などによって減少傾向が続いています。

24 ■ 課題

- 25 ▶ 現存する湿原や湿生林の保全



**オグラコウホネ**

ため池や淀んだ水路に生育する多年生の浮葉植物で、県内では八女市のほか、柳川市でも生育が確認されています。



**ノハナショウブ**

湿原に生える美しい紫色の花を咲かす多年草。湿地の遷移の進行や乾燥化、園芸用採取などによって減少しています。



**ハンノキ群落**

都市近郊の丘陵地に位置するため、各地で開発の対象となり、消失したところもあります。

1 (5) 沿岸・海洋生態系

2 ① 干潟

3 ■ 現状

4 有明海や豊前海、筑前海の内湾・入り江には干潟が広がっています。これらの干潟  
5 は、シギ・チドリ類、ズグロカモメ、クロツラヘラサギ、ツクシガモ等の干潟を利用  
6 する渡り鳥にとって重要な渡りの中継地または越冬地となっていますが、近年、本県  
7 周辺におけるシギ・チドリ類やツクシガモの確認個体数は減少傾向にあります。

8 有明海の干潟には多くの固有種や準固有種が生息し、豊前海や筑前海の干潟は国内  
9 有数のカブトガニの産卵地となっています。

10 一方、干潟は、埋立てや干拓などにより面積が年々減少傾向にあり、1998(平成10)  
11 年の段階で、1945(昭和20)年の約6割にまで減少しています<sup>15)</sup>。また、高度経済  
12 成長期の川砂採取や河川に建設されたダムや堰などにより、海域への土砂供給の減少  
13 や供給土砂が細粒化する現象が起きています。この影響を受け、干潟などの浅海域の  
14 底質が細粒化するなどの変化がみられます。

15 また、近年はアサリやマテガイなどの二枚貝類を大量に捕食するナルトビエイが豊  
16 前海や有明海に来遊しており、漁業被害をもたらしています。アサリやハマグリは海  
17 域環境の変化により資源量が増減しますが、覆砂による底質環境の改善や漁業者によ  
18 る資源管理などにより、資源回復の取組が行われています。

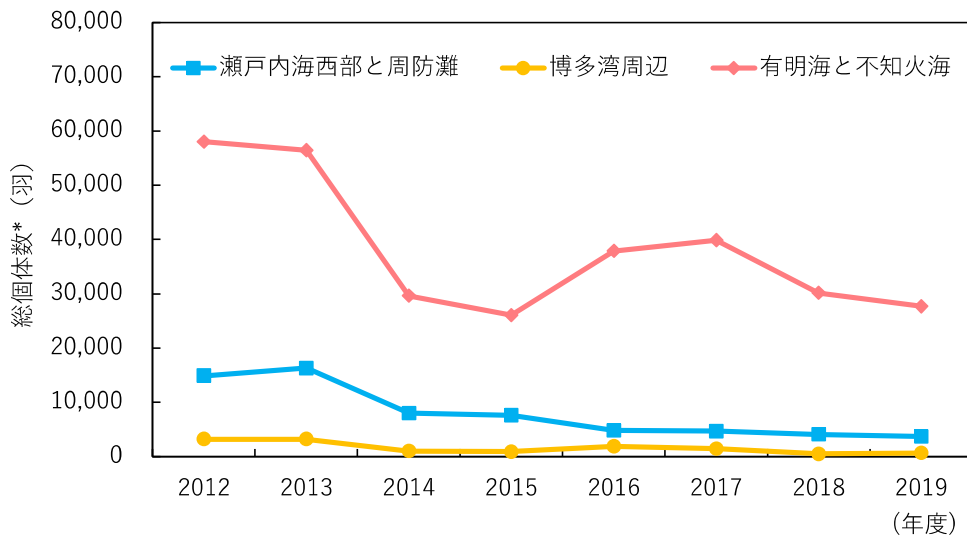
19

20 ■ 課題

- 21 ▶ 干潟の保全の推進

22

23



福岡県におけるシギ・チドリ類個体数の推移

\*年度ごとの総個体数(羽)は、各年度における秋期・冬期・春期調査の個体数の合計値

出典：シギ・チドリ調査データ総括報告書(環境省自然環境局 生物多様性センター)をもとに作成  
<http://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/>

1 ② 海岸

2 ■ 現状

3 県内の自然海岸は、工業用地の造成や農地利用のため  
4 の埋立てなどにより減少しており、1997（平成 9）  
5 年時点で海岸総延長の 3 割を下回っています<sup>16</sup>。また、  
6 海域では、海岸構造物の建造や航路・河口・港口  
7 の掘削、海砂の採取などが行われており、土砂の移動  
8 形態が大きく変化しているものと考えられます。筑前  
9 海沿岸には広く砂浜や岩礁海岸が残っていますが、海  
10 岸浸食が著しく、砂浜などの海岸環境に依存する生物  
11 の生息・生育環境が減少しています。また、近年は海  
12 岸にプラスチックごみや有害な化学物質を含んだポリ  
13 タンク、医療系廃棄物などが漂着しており、生物へ  
14 の影響が懸念されています。



海岸のプラスチックごみ

15 主に砂浜でみられる海浜植物群落は、海岸浸食や各  
16 種開発、防災工事、外来種の侵入、植林、海岸漂着物  
17 による被覆などにより、多くの地域で危機的な状況に  
18 あります。また、海岸を繁殖地として利用しているコ  
19 アジサシやシロチドリ、アカウミガメなどへの影響が  
20 懸念されています。



コアジサシ

21 アカウミガメは、玄界灘に面した福津市（恋の浦・福間海岸・勝浦海岸）及び岡垣  
22 町（三里松原）にて継続的に上陸・産卵する個体が確認されてきましたが、2016（平  
23 成 28）年以降、岡垣町では上陸・産卵が確認できていません<sup>17</sup>。しかし、地域の保護  
24 団体によって生息調査や産卵時の保護柵の設置などの保全活動が続けられています。

25 また、玄界灘沿岸には防風林として植林されたクロマツ林があり、風光明媚な景観  
26 を生み出していますが、松くい虫被害によりかつての景観が一変した所もみられます。  
27 また、芦屋海岸夏井ヶ浜地区のハマオモト（ハマユウ）群落や西浦漁港海岸のゲンカ  
28 イミナグサなどの希少な植物の群生地もあります。

29 海岸を適切に管理するためには、海岸の管理主体間で十分な連携を図る必要があり  
30 ますが、海岸の所管や管理主体が地区ごとに細分化されており、管理が行き届いてい  
31 ない箇所も見受けられます。

32

33 ■ 課題

- 34 ➤ 自然海岸の保全
- 35 ➤ 海岸漂着ごみの削減、除去の推進
- 36 ➤ クロマツ林などの海岸林の保全

37

1 ③ 藻場

2 ■ 現状

3 藻場は、多くの生物の餌場や隠れ家、産卵場として、海の生物多様性の中で大きな  
4 役割を果たしています。その他にも、水中の有機物を分解する機能や、栄養塩類や炭  
5 酸ガスを吸収し酸素を供給する機能などもあり、沿岸水域環境の維持・保全に大きく  
6 貢献しています。

7 県内には主に筑前海沿岸に藻場がみられ、局所的な藻場の減少や構成種の変化がみ  
8 られます。藻場の減少要因として、ウニ類（ムラサキウニ、ガンガゼ類）や魚類（ア  
9 イゴ、イスズミ）による食害が指摘されています。このため、漁業者はウニ類の除去  
10 を中心とした藻場の保全活動を行っています。

11 また、北九州・遠賀～宗像海域においてはアラメ類が減少しガラモが増加している  
12 など、藻場を構成する海藻の出現種にも変化がみられます。

13

14 ■ 課題

- 15 ➤ ウニ類の密度管理による藻場の改善
- 16 ➤ 投石による藻場造成の取組

17

18

福岡県の海域別藻場面積と植生（2013年～2015年）

海域名	藻場面積 (ha)	76～78年割合 (%)	優占藻類
北九州・遠賀	2,397.2	100.1	ツルアラメ・ガラモ
宗像	958.7	99.1	ガラモ・アラメ
福岡・粕屋	966.4	84.2	クロメ・ガラモ
糸島	476.7	90.9	クロメ・ガラモ
合計	4,799.0	95.7	—

19 \*初期調査（1976年～1978年）では調査していたものの、今回は調査できなかった藻場は藻場面積及び  
20 割合から除外。

21 出典：筑前海における藻場の現状および藻場造成に関する研究（福岡県水産海洋技術センター）

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40


41

42

43

44

45



### コラム 13 生物多様性の観点から重要度の高い海域（EBSA）

「生物多様性の観点から重要度の高い海域（EBSA）」とは、日本周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に明らかにしたものです。沿岸域では 270 か所、沖合表層域では 20 か所、沖合海底域では 31 か所が選定されており、本県では、沿岸域として遠賀川河口周辺や曾根干潟周辺、博多湾一帯など 8 地域が選定され、沖合表層域では日本海・対馬暖流海域が選定されています。

愛知目標の国別目標では、国内の海洋保護区を 10%とすると掲げられています。この重要海域が、日本における海洋保護区設定の基礎資料になると考えられ、今後の展開が注目されます。

1 ④ 漁業

2 ■ 現状

3 本県の 2018（平成 30）年における漁船漁業及び養殖業を海区（筑前海区、有明海  
4 区、豊前海区）別にみると、筑前海区では船びき網による漁獲量が最も多く、次いで  
5 中・小型まき網による漁獲量が多くなっています。特に、マダイは全国でも有数の漁  
6 獲量を誇っています。養殖業ではカキやノリが生産されています。

7 有明海区の養殖業ではノリの生産が盛んで、全国有数の生産量を誇っており、「福岡  
8 有明のり」としてブランド化されています。また、採貝漁業ではアサリやサルボウの  
9 漁獲量が多くなっています。

10 豊前海区の養殖業ではカキの生産が盛んで、「豊前海一粒かき」としてブランド化さ  
11 れています。漁船漁業では、小型底びき網によるエビ類やカレイ類の漁獲量が多くな  
12 っています。

13 このように、本県には外海性の筑前海、内湾性の有明海、内海性の豊前海で多種多  
14 様な魚介類が獲れます。県内の漁業従事者は減少傾向にあり、高齢化が進展していま  
15 す。

16 本県では、ICT 技術を活用して 3 日先までの水温や潮流の予測データを漁業者のタ  
17 ブレット端末に配信する「海況予測システム」を開発し、科学的データを基にした効  
18 率的な操業を推進しています。漁業者からはこのシステムを活用したことで「漁場を  
19 探す時間が短縮され、燃油の使用量が少なくなった」という声もあがっています<sup>7)</sup>。

21 ■ 課題

- 22 ➤ 適切な水産資源の管理
- 23 ➤ 新規漁業従事者の育成、確保
- 24 ➤ ICT 技術を活用した効率的な漁業の推進



29 マダイ



ノリ



マガキ

30 出典：じざかなび福岡  
31 <https://jizakanavi-fukuoka.jp/>

### 3. 生物多様性を支える活動に関する現状と課題

#### (1) 多様な主体による活動

私たちの暮らしは生物多様性の恵みによって支えられています。その豊かな恵みを享受していくためには、生物多様性や生態系の価値が尊重されつつ、持続可能な利用が行われ、次の世代に確実に受け継がれる社会づくりを進めていかなければなりません。そのためには、県民・事業者・NPO等・行政の各主体が生物多様性について考え、できるだけ生物多様性の保全に結びつく生活、行動を選択していくことが求められます。

#### ① 県民

##### ■ 現状

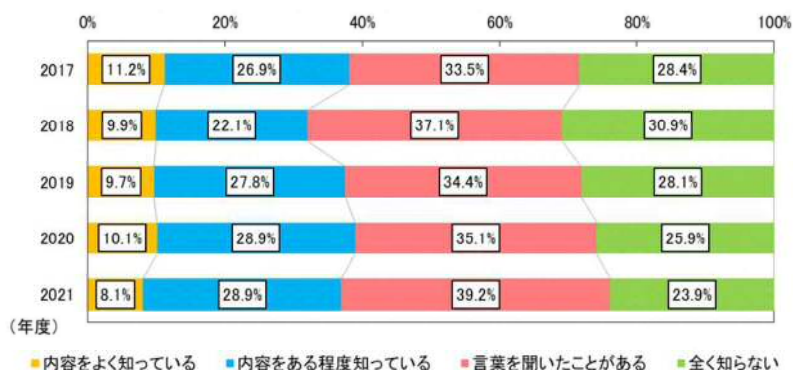
2021（令和3）年度の県政モニターアンケート調査結果によると、生物多様性について「内容をよく知っている」または「内容をある程度知っている」と回答した割合は37.0%で、直近5年では約4割で推移しています。一方、「全く知らない」と回答した割合は23.9%で、2018（平成30）年度以降、年々減少する傾向にあります（p.資29参照）。また、自然環境や生物多様性の保全活動への参加状況について、「保全活動への参加や身の回りにある自然とのふれあいに興味を持っているが、参加の方法が分からない、又はきっかけがない」と回答した割合は39.4%でした。

自然を体感する機会が少なくなっている現代人、特に子どもたちに対し、様々な機会をとらえて、教育や学習、体験の機会を提供することが必要です。このため、県では、児童向けの生物多様性の啓発冊子「いのちのつながり いのちのにぎわい」の作成及び配布、自然観察会の開催、学習段階に応じた環境教育などを通じて子どもたちが生物の大切さや生物多様性の重要性に触れるきっかけづくりを行っています。

また、県民の生物多様性保全に対する意識向上を図るため、生物多様性の保全と持続可能な利用のために、県民一人ひとりが日々の生活の中で実践できる行動を取りまとめた「生物多様性県民行動リスト」を作成し、環境関連イベントや県政出前講座等の機会を活用してその普及に取り組んでいます。

##### ■ 課題

- 生物多様性の重要性に対する意識・関心の向上
- 自然体験の機会の充実
- 生物多様性に配慮した行動の実践や保全活動への参加促進



## 福岡県における生物多様性の認知度の推移

出典：県政モニターアンケート（福岡県）

### ② NPO 等※

#### ■ 現状

県内で生物多様性保全に関わる活動を行っている団体は 50 団体以上あり、それぞれの団体が特色のある活動を行っています。自然環境保全団体を対象にしたアンケート（p.資 22～28 参照）によると、活動を行う上での課題は、「後継者の不足」の割合が最も高く、次いで「団体運営の中核を担う人材の不足」、「ボランティアの不足」など、人材の確保に関することが全体の約 6 割を占めています。団体の年代別構成人数をみても、「60 代以上」が約 7 割を占めており、特に若い世代の活動への参加促進が求められます。

県内 6 地域に設置されている地域環境協議会では、県や市町村、NPO 等、事業者が連携・協働して、団体交流会や報告会、地域住民を対象にした自然観察会等を開催するなど、多くの県民の参加を得ながら地域に根差した保全活動を展開しています。

※本戦略では、特定非営利活動法人（NPO 法人）とボランティア団体、自治会・町内会等、公益法人などを総称して「NPO 等」と表記しています。

#### ■ 課題

- 生物多様性保全に関わる NPO 等の情報収集及び情報発信
- NPO 等との協働・連携機会の創出
- NPO 等同士の交流、連携の支援

### ③ 事業者、農林漁業者

#### ■ 現状

企業・事業者は、原材料の調達や輸送・製造・販売・廃棄・リサイクルなどの各段階において国内外の生物多様性と関わり、また製品やサービスを通じて消費者と生物多様性との関わりに関与しています。持続可能な開発目標（SDGs）や ESG 投資の拡大などにより、近年、生物多様性に関する取組を行うことが事業者に求められるようになっており、このような取組の実施が企業価値の向上や消費・投資を呼び込むチャンスとも捉えられています。県内でも社会貢献活動や SDGs の一環として、また、社

1 会的責任から、生物多様性保全活動を行っている事業者が増えつつあります。活動内  
2 容は、森林整備活動やビオトープの整備、海岸清掃、自然観察会の開催など直接的に  
3 自然や生物多様性保全に関わるもののほか、「福岡県共助社会づくり基金」への寄附な  
4 ど間接的に支援するものもあります。その一方で、自分たちの事業活動と生物多様性  
5 の関係が分からない、実際にどう行動すればよいか分からないなどの声も聞かれると  
6 ころです。

7 農林漁業者においては、自らの生産活動が生物多様性に正負の影響があることを認  
8 識し、生物多様性の恵みである自然資源を持続可能なかたちで利用していくことが求  
9 められます。また、農林水産業が持つ多面的機能の維持・増進を図る取組として、県  
10 内でも地域との連携によるため池の保全活動や漁場の清掃活動などが行われています。

11

## 12 ■ 課題

- 13 ➤ 生物多様性保全に関する取組を行っている事業者の情報収集及び情報発信
- 14 ➤ 事業者の生物多様性保全を促進するため施策等の検討
- 15 ➤ 事業者と他の主体の連携促進

16

## 17 ④ 教育・研究機関

### 18 ■ 現状

19 生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつけていく能力を養う  
20 ためには、子どもの頃から自然や生物を知り、体感することが大事です。このため、  
21 小・中学校、高等学校、大学等の教育機関において、自然とふれあうとともに生物多  
22 様性に関する基本的な知識を身につけることが大変重要になっています。

23 最近、学校教育を通じてSDGsについての理解は浸透してきています。生物多様性  
24 についても教育や自然体験活動の促進など、さらなる取組が必要です。本県では、小  
25 学生を対象とした環境教育副読本「みんなの環境」を作成・配布しており、そのなか  
26 で福岡県の自然や絶滅危惧種の現状など、生物多様性に関する内容を記載しています。  
27 また、小学校高学年以上を対象とした、生物多様性について紹介する冊子「いのちの  
28 つながりいのちにぎわい～生物多様性と私たち～」を作成し、生物多様性に関する  
29 学習資料としています。

30 県内のいくつかの大学では、生態学、生態工学、分類学、緑地保全学などの生物多  
31 様性に関わる研究と教育が行われています。生物多様性に関する高度な専門知識と幅  
32 広い視野を持った研究者や技術者を養成していくことも大学の大切な役割です。

33

### 34 ■ 課題

- 35 ➤ 生物多様性に関する環境教育及び自然体験活動等の推進

36

37

38

1 ⑤ 市町村

2 ■ 現状

3 県内では、7市が生物多様性地域戦略を策定しています。これらのうち、4市（北  
4 九州市、福岡市、久留米市、古賀市）が個別の計画、また3市（福津市、うきは市、  
5 糸島市）が環境基本計画の一部として策定しています。

6 福津市は、世界の約300都市で各都市の生物写真を同時に投稿する「City Nature  
7 Challenge」というイベントに参加しており、2021（令和3）年の同イベント期間中に  
8 はニホンアカガエルなど185種の生物の写真や観察記録が投稿されるなど、独自の取  
9 組を行っています。

10

11 ■ 課題

- 12 ▶ 市町村の生物多様性地域戦略の策定支援
- 13 ▶ 市町村の生物多様性保全事業等に対する支援

14

15 ⑥ 連携と支援体制

16 ■ 現状

17 生物多様性保全の主体である県民・事業者・NPO等・行政等の多様な主体が、そ  
18 れぞれの役割を意識しながら、連携・協働して保全活動を行うことは、生物多様性の  
19 効果的かつ持続的な保全にとって大変重要です。

20 行政内においても、生物多様性には様々な部局の事業が影響しますが、事業は各部  
21 局単位で行われることが多く、部局間の連携が不十分な場合もあります。そのため、  
22 県内6か所の保健福祉環境事務所では、管内市町村、県土整備事務所、農林事務所、  
23 教育事務所等で構成する地域環境協議会を設置しており、地域の生物多様性の保全に  
24 向けて各組織が連携した取組を進めています。

25 また、県では、生物多様性の普及や保全、担い手育成、各主体間の連携促進や地域  
26 資源の発掘・活用に関して専門性を有する人材を「福岡県生物多様性アドバイザー」  
27 として登録し、地域での自然観察会や環境学習会等に派遣しています。今後も県民や  
28 事業者・団体等が生物多様性保全への理解を深めるための支援を積極的に行っていく  
29 必要があります。

30

31 ■ 課題

- 32 ▶ 生物多様性保全に向けた多様な主体間の連携促進
- 33 ▶ 部局間の連携による生物多様性保全の取組推進
- 34 ▶ 生物多様性アドバイザー制度の利用促進

35

36

37

38

39

## 1 (2) 情報整備と科学的知見の蓄積

### 2 ① 情報整備

#### 3 ■ 現状

4 生物多様性保全の取組を計画的に推進するためには、まず、生物多様性に関する現  
5 状や危機要因の把握が重要です。本県では、「福岡県レッドデータブック」の編さん・  
6 発行を通じて、県内の絶滅危惧種等の生息・生育地及び絶滅危惧要因などの情報を把  
7 握・公開しています。

8 また、環境影響評価に際しての生物調査、国土交通省実施の河川水辺の国勢調査、  
9 林野庁実施の森林生態系多様性基礎調査、環境省実施の自然環境保全基礎調査など、  
10 公の機関によって多くの生物調査が行われています。しかし、これらの調査で収集さ  
11 れた情報はそれぞれ別々に管理されており、情報の共有がされておらず、県内の生物  
12 地理情報や各生物種の生息・生育状況、これらの経年変化、増加・減少要因等の情報  
13 は不足している状況です。

14 県内の生物相については、蘚苔（せんたい）類、藻類、地衣類、菌類、無脊椎動物  
15 などの情報が不足しており、今後の調査の進展が望まれます。

16

#### 17 ■ 課題

- 18 ➤ 様々な主体が所有する生物分布情報等の収集
- 19 ➤ 生物多様性に関する情報の一元的な管理と提供

20

### 21 ② 科学的知見の蓄積

#### 22 ■ 現状

23 生物多様性の保全・再生のためには、動物園や水族館、博物館、植物園、教育機関  
24 などと協力することが必要不可欠です。例えば、北九州市立自然史・歴史博物館（い  
25 のちのたび博物館）や九州大学総合研究博物館などには多数の生物標本が収蔵されて  
26 います。特に、九州大学には400万点を超す昆虫標本が収蔵されており、文献資料と  
27 ともに国内最大の昆虫類に関するレファレンスコレクションとなっています。これら  
28 の生物標本は、生物多様性の基礎情報として極めて重要です。

29 一方、県内に生息・生育する生物の生態的特性や生活史は、ほとんどの種では十分  
30 明らかになっていないなど、生物多様性保全のための科学的・技術的知見が不足して  
31 います。

32

#### 33 ■ 課題

- 34 ➤ 生物多様性保全に関する調査研究の推進
- 35 ➤ 生物多様性保全の基礎資料となる生物標本の収集及び適切な管理の推進

36

37

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28

中表紙

**第4章 目指す社会と目標 .....95**

**1. 目指す社会（2050年に実現すること） .....96**

**2. 目指す社会のイメージ.....97**

（1）2050年の人々の暮らしや社会の様子 ..... 97

（2）2050年の各地域のイメージ..... 98

（3）2050年における都市と里地里山里海のイメージ ..... 103

**3. 目指す社会の実現に向けた4つの行動指針と12の目標..... 104**

## 1. 目指す社会（2050年に実現すること）

本県の生物多様性は、自然と人の関わりの歴史のなかで維持され、多様な文化を育んできました。本県の豊かな生物多様性とその恵みを将来にわたって享受できる社会の実現に向けて、2050年に目指す社会の将来像を次のとおり掲げます。

### 生きものを支え、生きものに支えられる 幸せを共感できる社会

生物多様性、それは個性を持った多様な生きものが、他の生きものや生命（いのち）とつながりあって、にぎわっている状態をいいます。この生物多様性を守り、維持することで、私たちは自然からの豊かな恵みを享受することができます。

私たちは、そのことを再認識し、生きものへのまなざしや生きものを大切にする心を育むことを通して、これからの暮らしや社会における生きものとの新たな関係を構築します。そして自然や生きものと共生する豊かな暮らしや社会を次の世代へとつないでいきます。

私たちの祖先は自然を生活のために利用し、必要であれば改変し、あるいは、自然の中に神を見いだして信仰するなど、自然と多様な関係を築きながら暮らしてきました。しかしその関係は、経済の発展とともに縮小していきました。経済的な発展による豊かさに比べ、自然の豊かさが生活の豊かさにつながることは、あまり実感されなくなり、自然への考慮は少なくなりました。

私たちの暮らしは、自然からの様々な恵みによって豊かになりました。しかし、その一方で、様々な社会経済活動が生物多様性の損失と劣化を進める要因となっています。私たちの暮らしに欠かせない食料品や衣料品をみても、原材料の調達や輸送・製造・販売・廃棄等の各段階で、国内外の生物多様性と関わっています。私たちの暮らしは、社会の仕組みを介して身近な自然だけでなく遠くの自然ともつながっているのです。つまり、生物多様性をどう守るかは、私たちが今の価値観や行動を転換し、今後の暮らしのあり方や社会の仕組みをいかに変えていくことができるかの問題でもあるのです。

さらに、日本では、高齢化と人口減少が急速に進んでいます。地域の活力維持のためには、食料やエネルギーをはじめとする地域の資源を地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していく自立分散型の社会形成のあり方が重要な視点となってきます。適切な利用により永続的に恵みを得ることができる生物多様性は、自立分散型社会を支える不可欠な地域資源であり、そうした意味からも私たちは自然との関わりを改めて見直す必要があります。

以上述べた課題や視点を踏まえ、次ページ以降に、それらの課題を解決した2050年の自然共生社会のイメージを人々の暮らしと各地域の様子として描きました。

## 1 2. 目指す社会のイメージ

### 2 (1) 2050年の人々の暮らしや社会の様子

#### 3 ■ 人々の暮らし

- 4 ▶ 身近な自然や生きものに関心を持ち、その変化を感じ取る人が増えています。  
5 また、家族みんなで自然や生きものを守るための活動に参加し、その活動を  
6 通じて、子どもたちが生命（いのち）の大切さや生きものの不思議、生態な  
7 だについて学んでいます。
- 8 ▶ 日々の食卓には、無農薬で栽培された旬の野菜や、身近な海や河川で獲れた  
9 魚介類などを使用した料理が並んでいます。また、住宅や家具、紙製品など  
10 を購入する際には、持続可能な林業で生産された木材を使った製品が選択さ  
11 れています。  
12
- 13 ▶ キャンプや釣りなどの自然の中で楽しめるレクリエーションの人气が高まり、  
14 余暇活動のために多くの人々が里地里山里海を訪れています。また、レクリ  
15 エーションの合間には、地域でとれた野菜や魚介類などを使用した料理やお  
16 弁当などを堪能したり、祭りなどの伝統文化を楽しんだりしています。  
17
- 18 ▶ 人々の暮らし方（二拠点生活など）や働き方（ワーケーションなど）が柔軟  
19 で多様なものへと変化する中で、自然に囲まれ心休まる豊かな暮らしを選択  
20 する人々が増えています。  
21  
22

#### 23 ■ 社会の様子

- 24 ▶ 県民の意識や社会のシステムに「将来への責務」が根付くとともに、生物多  
25 様性の重要性が社会に浸透し、持続可能な社会づくりが進んでいます。  
26
- 27 ▶ 経済・社会のグリーン化が進み、生態系の維持と経済・社会活動の両立が図  
28 られています。また、生物多様性の持続可能な利用を考慮した事業活動が行  
29 われるとともに、消費者は率先して、環境ラベル製品など生物多様性に配慮  
30 した商品を購入しています。  
31
- 32 ▶ IoT の普及により時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が浸透し、人々の  
33 暮らしの多様化が進むなど、人口や経済活動などの社会構造が都市集中型か  
34 ら自立分散型へと変容しています。また、里地里山里海では、農林水産物や  
35 加工品、伝統工芸品などの文化、景観など、地域の自然資源を活かした様々  
36 なビジネスが営まれ、地域の魅力発信や活性化に大いに貢献しています。  
37
- 38 ▶ 学校や企業などでは、自然資源を生み出す基盤となる生物多様性保全の重要  
39 性について学ぶ機会が増えています。そのため、多くの人々が生物多様性保  
40 全の重要性を認識しており、各地で保全活動が活発に行われています。  
41

1 (2) 2050年の各地域のイメージ

2 ■ 森林



3  
4

- 5 ▶ 英彦山や脊振山をはじめとするブナ林など、各地の自然林が周辺の森林とともに
- 6 よく保全されています。そこにはクマタカが舞う姿がみられ、樹洞を持つ巨木に
- 7 はフクロウやムササビなどの生きものがすんでいます。
- 8 ▶ シイ・カシ類などの常緑広葉樹林、コナラなどの落葉広葉樹林、アカマツなどの
- 9 針葉樹林など、多様な二次林が各地で見られます。
- 10 ▶ 人工林は適切に管理されて林床は明るくなり、様々な生きものがみられます。
- 11 ▶ 森林の連続性が保全・再生され、多様な生きものを育てています。
- 12 ▶ シカによる食害で危機的な状況であった植生が回復し、森林には様々な植物が復
- 13 活し、健全な森林生態系が取り戻されています。
- 14 ▶ 森林の持つ多面的機能を維持・活用するために、様々な人々が森林管理に関わっ
- 15 ており、多様な生きものの保全とともに、自然災害への備えとしても機能してい
- 16 ます。
- 17 ▶ 林業以外にも散策や環境教育、山菜取りなど多くの人々に森林が利用され、多様
- 18 な暮らしや働き方ができる場としても注目されています。

19  
20  
21  
22

1 ■ 農村



2  
3

- 4 ▶ 水田をはじめとする農地やため池、水路は、カエルやトンボ、ドジョウ、メダカ  
5 など、多様な生きものの生息の場となっています。畦（あぜ）やため池、水路の  
6 堤などの草地には、様々な在来の草花がみられます。
- 7 ▶ 平尾台や夜須高原などの二次草原では、火入れや採草による適切な管理が行われ、  
8 希少な植物の宝庫となっています。
- 9 ▶ 棚田をはじめとする里地里山の美しい景観が保全され、人々に癒しや安らぎを与  
10 えています。
- 11 ▶ 豊かな自然が育んだ食文化や豊穰祈願祭などのお祭りが各地域で大切にされ、生  
12 きものやその恵みに対する感謝の気持ちも世代を超えて受け継がれています。
- 13 ▶ 多くの田んぼや畑で化学肥料や化学合成農薬などをできるだけ利用しない環境に  
14 優しい農業が営まれ、農地や水路の生きものが大切にされています。
- 15 ▶ 農地の草刈りや、ため池、水路、クリークの定期的な池干しや泥上げ、補修など  
16 の作業には、集落の農家だけでなく、ボランティアや都市住民の姿がみられます。

17  
18  
19  
20  
21  
22

## 1 ■ 都市



2  
3

- 4 ▶ 都市はコンパクトに集約され、郊外には豊かな自然が保全されています。
- 5 ▶ 鎮守の森、城跡、屋敷林、公園、街路樹、都市内の農地（市民農園など）には、
- 6 季節を感じさせる多種多様な在来の植物と野鳥や昆虫などの動物がみられ、人々
- 7 に自然とのふれあいや憩いの空間を提供しています。
- 8 ▶ 街中の河川は、都市の貴重な自然として、多くの市民に愛され利用されています。
- 9 親水広場では家族連れや子どもたちでにぎわい、水鳥や魚の群れがみられます。
- 10 ▶ 学校などの教育施設では、環境教育の一環として、雑木林や草原、水辺などのビ
- 11 オトープの整備が進み、児童生徒、学生が学習や研究に利用しています。
- 12 ▶ 住宅地では、各家庭の庭木や花壇、菜園などが生物多様性を育てています。庭に
- 13 訪れる野鳥や昆虫などへ人々の温かなまなざしが向けられています。
- 14 ▶ ビルや工場の敷地には多種多様な植物で構成された緑地帯がみられます。建物に
- 15 は、屋上緑化や壁面緑化が施され、都市部の気温上昇を緩和しています。また、
- 16 植栽された樹木や植物は、人々に身近な四季折々の変化をみせてくれるだけでな
- 17 く、多くの昆虫類・鳥類等のすみかにもなっています。

18

19

20

## 1 ■ 河川・湿原



2  
3

- 4 ▶ 河川では、上流から下流にかけて、瀬や淵（ふち）、川原、ワンド、河畔植生な  
5 どの多様で変化のある自然景観がみられます。
- 6 ▶ 県内の4つの流域圏では、地史の影響を受けた固有の河川生物相がみられます。
- 7 ▶ 湿原や湿生林などが保全・再生され、各地でみられます。そこでは、希少な動植  
8 物に出会うこともできます。
- 9 ▶ 河川における堰（せき）などの横断構造物には、そこにすむ生きものに配慮した  
10 魚道が設置され、本流と支流、河川と農業水路等の間の段差も解消されて、多く  
11 の生きものの移動が容易になっています。
- 12 ▶ 堤防や堰（せき）などの人工構造物は河川景観に溶け込むよう設計され、河川特  
13 有の自然景観が再生されています。川沿いの散策を楽しむ人々や、川遊びなど  
14 を楽しむ子どもたちがよくみられます。
- 15 ▶ 流域全体での治水対策（流域治水）の考え方が浸透し、遊水地や放水路などを活  
16 用した総合的な治水対策が各地で行われています。それらの遊水地や放水路は、  
17 メダカやゲンゴロウ、水生植物などにとってすみよい場所となり、治水と生態系  
18 保全の両立が実現しています。
- 19 ▶ 河川改修時や災害復旧時には、多自然川づくりの考えに基づいた工事が行われ、  
20 河川に多くの在来の生きものが戻っています。

21  
22

## 1 ■ 沿岸・海洋

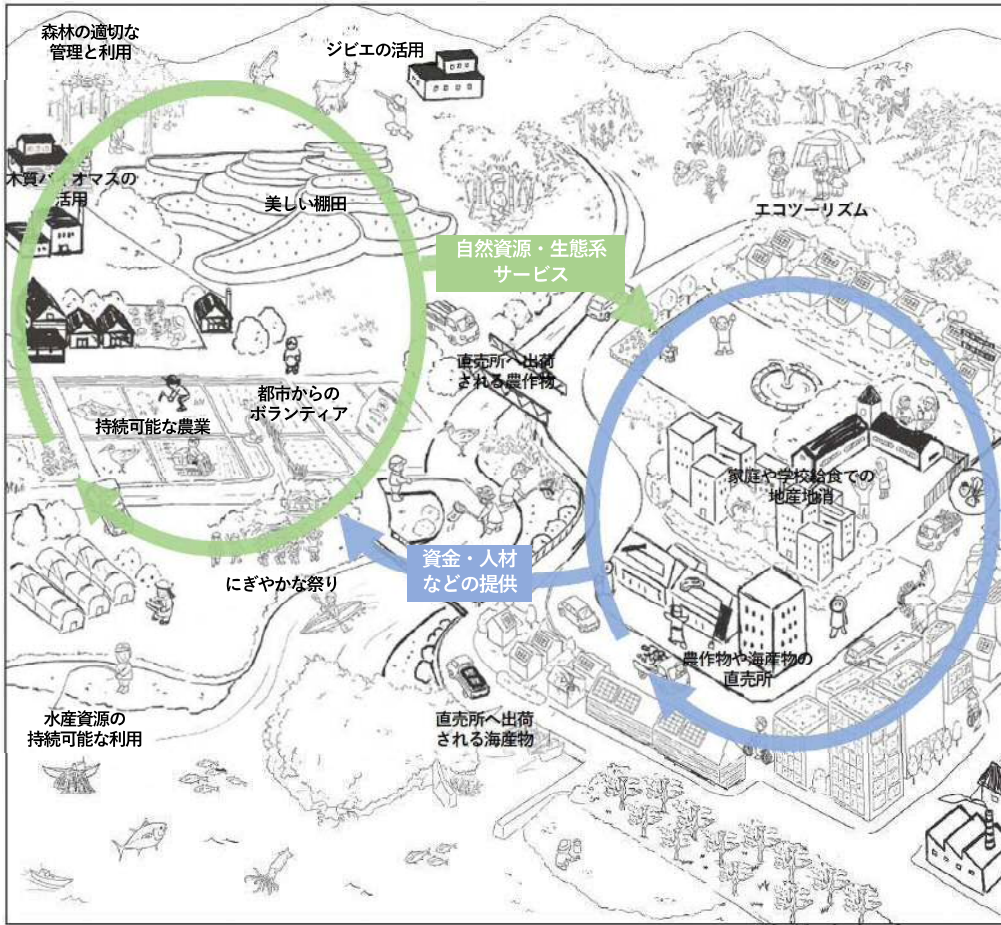


2  
3

- 4 ➤ 筑前海の海岸では、大きな弧を描きながら突端の岬になだらかに吸い込まれてい  
5 く長汀曲浦（ちょうていきょくほ）の砂浜とそれに続く砂丘がみられます。そこ  
6 では、様々な海浜植物やアカウミガメの産卵などがみられます。
- 7 ➤ 有明海や豊前海では広大な干潟がみられ、シチメンソウなどの植物や、カニなど  
8 の甲殻類、貝類、渡り鳥などの多種多様な生きものがみられます。人々は潮干狩  
9 りを楽しみ、漁業を営む人々の生活が感じられる里海の景観が広がっています。
- 10 ➤ 沿岸の浅い海には、海藻が生い茂る「藻場」がいたるところにみられます。澄ん  
11 だ海には太陽の光がよく届き、あたたかも海中の草原か森林のようです。ここでは  
12 多種多様な魚介類がみられ、漁業を生業とする人々の暮らしを支えています。
- 13 ➤ 漁港では、近海の漁場から四季折々の多様な魚介類が水揚げされています。以前  
14 は数が減少し、あまり捕れなかった魚介類もたくさんみられ、県民の食卓を豊か  
15 なものになっています。
- 16 ➤ 海岸漂着物の除去活動に協力するボランティアや都市住民の姿がみられます。

1 (3) 2050年における都市と里地里山里海のイメージ  
 2 ～自然の恵みと人のつながり～

※後日、彩色  
 予定



3  
 4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10  
 11  
 12  
 13  
 14  
 15

- 都市部の住民と里地里山里海の住民の交流・協働が活発化し、それぞれの地域の持つ特性や強みを最大限に発揮しつつ、互いに補完しあうことで、地域循環共生圏が形成されています。
- 県民、NPO等、事業者、農林漁業者、県、市町村など、様々な主体が生物多様性保全活動に取り組んでいます。また、これらの様々な主体が地域の生物多様性にかかる課題解決に向けて交流・協働することで、自然と共生する持続可能で豊かな社会が実現しています。
- 食料や水、物資、バイオマスエネルギーなどの自然資源が県内または地域内で活用され、循環しています。

### 3. 目指す社会の実現に向けた4つの行動指針と12の目標

2050年の目指す社会「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを実感できる社会」を実現するためには、生物多様性や生態系の価値が尊重されつつ、持続可能な利用が行われ、次の世代に確実に受け継がれる社会づくりを進めていかなければなりません。また、行政のみでそうした社会づくりを進めるのは困難であり、県民や事業者、NPO等、教育・研究機関などの社会を構成する様々な主体が、それぞれの行動・活動により生物多様性に与える影響を最小限に留めるよう配慮するとともに、それぞれの得意分野を活かして連携・協働していくことが必要となります。

このため、私たちが起こすべき行動を4つの「行動指針」として設定するとともに、この4つの「行動指針」のもと、どのような観点から取組を進めていくべきかを明確にするため、2022（令和4）年度からの5年間に取り組む目標として、12の目標を設定しました。

この行動指針は、2013（平成25）年に策定した生物多様性戦略の4つの「行動目標」を踏襲して、新たに指針として位置づけたものです。この指針のもとに、より具体的な到達点・経過点として12の目標を掲げました。

#### 行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

- 目標1-1** 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます
- 目標1-2** 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります
- 目標1-3** 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します

私たちの暮らしは生物多様性の恵みによって支えられています。これまでも、生物多様性の損失を止めるため、様々な普及啓発や環境教育・体験活動の促進などに取り組んできました。しかし、生物多様性に対する県民の理解・関心の高まりは、いまだ十分とは言えない状況です。

今後の私たちの暮らしや事業活動のあり方が、生物多様性の損失や回復の方向性を大きく左右すること、また人と生物多様性との関わりの中で長い時間をかけて蓄積されてきた地域の歴史・文化（食文化や祭り等）が、人口減少や高齢化などにより、急速に失われつつあるといった課題を踏まえ、上記のとおり3つの目標を設定しました。

この3つの目標に沿った取組を通じて、各主体が生物多様性の重要性を理解・体感し、生物多様性に配慮した具体的かつ効果的な行動を起こすきっかけづくりを進めます。

## 行動指針 2 生物多様性の保全と再生を図ります

**目標 2-1** 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます

**目標 2-2** 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します

**目標 2-3** ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます

**目標 2-4** 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します

本県は、多様な環境と地域ごとの固有の地史を持つ地域で、多種多様な動植物が生息・生育し、豊かな生態系が存在しています。一方で、開発行為や里地里山の管理不足、野生鳥獣や侵略的外来種の生息域の拡大など、生物多様性を損なう様々な脅威にさらされています。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症が世界中で多発しています。これは、人口増加、農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、もともと野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったものとされています。これに対応するためには、「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念に基づく取組が重要となります。

こうした生物多様性の現状やワンヘルスの理念を踏まえ、上記のとおり4つの目標を設定しました。この4つの目標に沿った取組を通じて、調和のとれた自然環境の保全と生物との適切な関係性の維持を図っていきます。

## 行動指針 3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります

**目標 3-1** 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります

**目標 3-2** 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます

**目標 3-3** 自然環境や生態系を活用した気候変動対策を推進するとともに、その考え方をグリーンインフラや防災・減災に適用していくことを検討します

私たちの暮らしは、毎日の食生活を支える農産物や魚介類などの食料をはじめとして、自然の恵みを利用することによって成り立っています。しかし、自然資源は無限

1 ではなく、自然の回復力の限界を超えない範囲で利用しなければ、持続的にその恵み  
2 を享受することができなくなります。

3 農林水産業は、自然に順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進す  
4 ることにより、その恵みを享受する生産活動であることから、その活動を通じて生物  
5 多様性の維持・向上を図っていくことが必要です。

6 また、直接的に生物資源を扱わない事業活動であっても、その多くは、間接的に生  
7 物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。このことに対す  
8 る事業者の理解を促進し、事業活動に生物多様性への配慮を浸透させていくことが必  
9 要です。また近年、気候変動や激化する気象災害への対応において、自然環境や生態  
10 系の恩恵を活用しようという考え方が広まっていることから、こうした課題を踏まえ、  
11 上記のとおり3つの目標を設定しました。

12 この3つの目標に沿った取組を通じて、将来にわたって生物多様性の恵みを享受で  
13 きる社会・経済の仕組みの基盤づくりを進めていきます。

14

15

#### 16 **行動指針4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します**

17

18 **目標4-1** 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、  
19 多様な主体の参加と協働を促進します

20 **目標4-2** 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援する  
21 ための仕組みづくりを進めます

22

23

24 生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方を社会に浸透させていくためには、行  
25 政だけでなく、県民や事業者、NPO等、教育・研究機関などの多様な主体の参加が不  
26 可欠です。各主体がそれぞれの得意分野を活かして連携・協働して課題解決に当たる  
27 ことで、より効果の高い取組を実現することができ、その取組を持続的なものにして  
28 いくためのネットワークの構築にもつながります。

29 また、各主体の取組が円滑に行われるためには、生物多様性保全の基礎となる情報  
30 を集積し、具体的な対策に活かしていくことが必要です。

31 こうした課題を踏まえ、上記のとおり2つの目標を設定しました。この2つの目標  
32 に沿った取組を通じて、各主体が行動を起こしやすい環境、そして有機的につながる  
33 環境づくりを進めていきます。

34

35

36

37

38

39

# 中表紙

1		
2	<b>第5章 行動計画</b> .....	<b>107</b>
3	<b>1. 基本的な考え方</b> .....	<b>108</b>
4	(1) 行動計画の施策体系.....	108
5	(2) 重点プロジェクト.....	109
6	(3) 行動計画策定の視点.....	110
7	<b>2. 行動計画</b> .....	<b>111</b>
8	行動指針1  私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます ...	111
9	行動指針2  生物多様性の保全と再生を図ります .....	122
10	行動指針3  生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります .....	139
11	行動指針4  生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	152
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		

# 1. 基本的な考え方

## (1) 行動計画の施策体系

第4章では、2050年の目指す社会の実現に向けて、4つの行動指針を設定し、2022（令和4）年度からの5年間の目標として、12の目標を示しました。本章では、4つの行動指針と12の目標のもとで取り組む生物多様性に関する個別の施策として147施策、また、この個別の施策のうち、目標の達成のために特に優先して実行すべき取組として15の重点プロジェクトを体系的に整理し、行動計画として示します。

また、生物多様性の保全のためには、行政だけでなく、県民や事業者の皆さんがこれまでのライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、行動を変えていくことが必要です。このため、12の目標のもとで取り組む生物多様性に関する個別の施策に続けて、県民や事業者の皆さんにも実践していただきたい事項を「県民の取組」「事業者の取組」として記載しています。

### ■ 目指す社会（2050年に実現すること）

**生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会**

### ■ 福岡県生物多様性戦略の取組（2022～2026年度）

行動指針	目標	施策数	重点数
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます	16	3
	1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります	7	1
	1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します	5	1
2 生物多様性の保全と再生を図ります	2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます	18	1
	2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組む、絶滅を回避します	4	2
	2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます	10	3
	2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します	27	
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持向上を図ります	29	1
	3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、保全と持続可能な利用につなげます	5	1
	3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します	9	
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します	8	2
	4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます	9	
合計		147	15

1 (2) 重点プロジェクト

行動指針		重点プロジェクト	
1 私たちの暮らしのなかで 生物多様性を育みます	1	生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信	【新規】
	2	自然公園等における自然体験活動の推進	強化
	3	生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進	強化
	4	食品ロス削減の推進	【新規】
	5	まちとむら交流促進	継続
2 生物多様性の保全と再生 を図ります	6	里地里山における野生動物の生息状況等調査	【新規】
	7	希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進	【新規】
	8	福岡県レッドデータブックの改訂	継続
	9	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進	継続
	10	(ワンヘルス関係) ※検討中	【新規】
	11	侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進	強化
3 生物多様性の恵みの持続 可能な利用を図ります	12	森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備	継続
	13	事業者における生物多様性保全の取組の促進	【新規】
4 生物多様性を支える基盤 とネットワークを構築し ます	14	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入	継続
	15	生物多様性アドバイザー制度の利用促進	強化

2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15

### 1 (3) 行動計画策定の視点

2 本県の戦略では、4つの行動指針のうち、「私たちの暮らしのなかで生物多様性を育  
3 むこと」をまず1番目に掲げています。これは、生きものや自然に対する「共感」や  
4 「感性」が生物多様性保全の原点であることを伝えたいという意図であり、本県戦略  
5 の特色の一つとなっています。

6 我が国の生物多様性の損失速度は、緩和の傾向がみられるものの、回復傾向には至  
7 っておらず、普通種も減少傾向にあるとの指摘がなされています。生物多様性の損失  
8 を低減し、回復させるためには、人口減少や産業構造の変化への対応、顕在化する気  
9 候変動の課題への対応、人々のビジネスやライフスタイルの変革等に取り組んでいく  
10 ことが必要です。

11 また、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、人と動物、そしてそれを取り  
12 巻く環境がそれぞれバランスよく健全であるべきというワンヘルスの考え方が、感染  
13 症対策のキーワードとして大いに注目されています。本県においても2021（令和3）  
14 年1月、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を公布・施行しまし  
15 た。

16 このため、本戦略では、こうした社会情勢の変化と前戦略期間における取組の成果  
17 と課題を踏まえ、4つの行動指針のもと、2022（令和4）年度からの5年間に取り組  
18 む12の目標を新たに設定し、それぞれに個別施策を整理の上、行動計画を策定しまし  
19 た。行動計画の策定に当たり、特に重視した視点は次のとおりです。

#### 21 ① 生物多様性の保全等に向けた取組を通して、ワンヘルスを実践する

22 人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響しあう一体  
23 のものであるとするワンヘルスの理念を踏まえ、生物多様性の保全等に資する各種施  
24 策を総合的かつ計画的に推進し、ワンヘルスを実践する。

#### 26 ② 日常生活を含む様々な社会経済活動に生物多様性を組み込む

27 ライフスタイルやビジネスなど私たちの社会・経済・暮らしのあり方を変革するた  
28 め、生物多様性に関する価値観の醸成を図るとともに、日常生活や事業活動などのあ  
29 らゆる場面で、生物多様性に配慮した行動の実践を促進する。

#### 31 ③ 人口減少社会や気候変動等の社会的課題に対し、自然を活用した解決の視点を導入 32 する

33 グリーンインフラ（自然が有する多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用）  
34 の中でも特に防災・減災に注目し、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR、生態系  
35 が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方）の普及と導入の働き  
36 かけを進める。さらにはそれらを包含した、自然を活用した解決策（NbS、自然が有  
37 する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方）について  
38 啓発を進め、生物多様性の保全につなげていく。

## 2. 行動計画

### 行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

#### 目標1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心と理解を深めることが必要です。また、自然を体感する機会が少なくなっている現代人、特に子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習の機会だけでなく、日常生活で自然を感じ、体験できる機会を創出するための取組が大切です。

#### 県の取組

##### ① 生物多様性に関する情報発信 .....

#### 重点プロジェクト1／生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信 【新規】 111-01

生物多様性への理解促進を図るため、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム」を開設しました【予定】。県民や事業者、保全活動団体、教育機関等に広く周知し活用を働きかけるとともに、掲載内容の充実を図ります。

<提供する情報の例>

- ・福岡県の希少野生生物、侵略的外来種の解説
- ・教育・啓発資料
- ・保全活動等を行う団体・事業者の紹介
- ・生物多様性アドバイザー制度の紹介
- ・生物多様性に関する地理情報 など

〔自然環境課〕

##### ○生物多様性に関する普及啓発 111-02

県が実施する環境や農林水産分野のイベント、県職員による出前講座などの機会を活用し、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性について普及啓発を行います。

〔自然環境課〕

##### ○ワンヘルスの理念の普及啓発 【新規】 111-03

人と動物の健康、そして環境の健全性是一个のものであるという「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、本県においても「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。生物多様性の保全や自然とのふれあい等の取組を通じて、ワンヘルスの理念を広く県民に普及啓発します。

〔自然環境課〕